

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成23年9月12日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
22 番	林 一 哉		

欠席議員（1名）

21 番 林 正一郎

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二

秘書広報課長	伊藤 浩	行政改革推進課長 企画政策課長 企業被災室長 支援助室長	林 清明
総務課長	神原 房雄	税務課長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	環境課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	健康管理課長	浪川 敏夫
保険年金課長	石毛 健一	子育て支援課長 子育支援課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	商工観光課長 商工観光課長 国民宿舎配 支配人	林 芳枝
高齢者福祉課長	石井 繁	建設課長	横山 秀喜
農水産課長	堀江 隆夫	下水道課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	消防 長	増田 富雄
会計管理者	花香 寛源	病院事務部長	佐藤 清和
水道課長	小長谷 博	庶務課長	渡辺 清一
病院経理課長	鈴木 清武	生涯学習課長	加瀬 寿一
学校教育課長	菅谷 充雅	監査委員局長 監査事務局局長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男		馬淵 一弘
農業委員会 事務局 会長	加瀬 恭史		

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局 次長	向後 嘉弘
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

東日本大震災から半年たっていますが、国も地方もいまだ復興の途上にあります。しかしながら、今回は震災関連の質問はありません。なぜなら、明智市長をはじめとする旭市執行部は、被災者をはじめとした市民と積極的に対話をして情報を集め、国・県と連携して、さらには有識者の意見も取り入れてベストを尽くしていると考えからです。その結果、仮設住宅等の被災者の孤立がなく、合併特例期間も延長されて、災害復興を優先することができるようになるなど、災害関連の政策に関しては、理想的とまでは言わないまでも、上手に市政運営がなされていると思っています。他の政策でも、市民のことを第一に考えてこれだけの対応をすれば文句のつけようのないすばらしい市政運営になるだけに、大変残念です。

最初の質問に入ります。

教科書採択の時期になると、特に中学校の歴史・公民をめぐって保守と左翼が争います。保守は、東京書籍をはじめとしたほとんどの出版社がつくった教科書について、反日・自虐

主観にとらわれていると批判し、左翼は、自由社と育鵬社の教科書について、戦争の美化などと批判しています。そのような中、海匝採択地区では、中学校の歴史・公民ともに東京書籍の教科書が採択されました。

私は、来年度から使用される自由社、育鵬社の市販版中学校の歴史と、ヤフーのオークションで入手した平成20年度に使用された東京書籍の歴史教科書の3冊を通読しました。そして、教科書展示会にて展示されていた中学校の歴史教科書7社について、ポイントとなる事項の記述を読み比べました。その結果、自由社、育鵬社以外の教科書は、反日・自虐主観に支配されていると言っても過言ではないと判断し、現時点において、旭市の地域に合った教科書が採択されているのか、甚だ疑問に思っています。

そこで、質問です。公立学校の教科書採択の方法と旭市独自での教科書採択の可否についてご説明願います。

次の質問に入ります。

6月議会で、中央病院職員が、旭市に総額で約3億3,000万円の市民税を支払っていることが明らかとなりました。それに対して、市役所職員は、総額で幾らの市民税を支払っているのか、ご説明願います。

また、今回、私が最も重要視している質問が、中央病院が支払っている退職手当負担金についてです。相当過大な支払いになっている可能性があります。市役所のデータと比較すると分かりやすいと思いますので、旭市が千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当の総額、両者の差額の過去5年分のデータについてもご説明願います。

環境シンフォニックの問題に移ります。

環境シンフォニック問題は、同社が一般廃棄物処理業の許可要件を満たしていなかったにもかかわらず、旧干潟町が許可を与えたことから始まります。その結果、和解金が2,750万円、弁護士費用791万2,530円、合計3,541万2,530円の損失を旭市がこうむったこととなります。

これがいかに多額の説明であるか、例を示してご説明します。

福岡県大野城市や佐賀県武雄市では、車を持っていない市民の移動が不便な地区にミニバンを貸与して運行しています。この費用が、年間約400万円です。昨年の地区懇談会では、干潟の溝原地区からコミュニティバスを運行してほしい旨の強い要望が出されていましたが、市は、運行ルートなどを考慮するとできないと回答していました。しかし、3,500万円もあ

れば、溝原に8年間、ミニバンを貸与して事業を続けることができます。

このように、旭市は他の政策遂行に影響するような多額の損害を受けたのですから、当然、旧干潟町の公務員に故意・重過失があれば、国家賠償法に基づく求償権を行使する事例です。

一つ目の質問です。一般廃棄物処理業申請受理までの経緯について、ご説明願います。

次に移ります。

環境シンフォニック社は、一般廃棄物処理業許可に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則の関連条文のほとんどを満たしていませんでした。特に大切なのは、廃掃法第7条10項であり、これを満たしていない限り、市町村長は、処理業の許可を出せません。

そこで、二つ目の質問として、同項目の該当部分、三つの条文について伺います。

旧干潟町において、一般廃棄物処理は困難であったのか。同町の一般廃棄物処理計画について、一般廃棄物処理業許可申請時に同社が有していた処理施設の有無について伺います。

次に移ります。

一般廃棄物処理業を始めるにあたって、処理施設を設置することが求められています。この確認は容易であり、現地調査を行うだけです。

三つ目の質問です。一般廃棄物処理業の許可前に現地調査を行ったのかどうか、ご説明願います。

次に移ります。

一般廃棄物処理業許可申請書に記載されている溶融炉の処理能力は、千葉県知事の許可が必要なレベルでした。

四つ目の質問です。旧干潟町が処理業を許可した際に、溶融炉の設置について、県知事の許可は出ていたのか、いなかったのか、ご説明願います。

五つ目の質問です。6月議会の高橋利彦議員の一般質問に対して、旭市は、当該許可に関しては、法令解釈の錯誤があったと答弁していますが、法律、政令、省令のどの条文をどのように錯誤したのか、ご説明願います。

そして、その錯誤の程度では重過失に当たらず、求償権は生じないというのが旭市の公式見解ということによろしいでしょうか、ご教示願います。

中央病院の質問に移ります。

千葉県地域医療再生プログラムには、4ページから成る要約版、72ページから成る概要版、128ページから成る申請書版があります。

要約版だけ見ると、県は広域連携で乗り切ろうとしているように見えますが、申請書版を読むと、公立病院同士の経営統合による再編ネットワーク化に期待していることが分かります。連携だけでは問題が解決しないことを、私は再三にわたって申し上げてきましたが、明智市長は、経営形態を変えず県の方針にのっとってと、同じような答弁を繰り返してきました。

その考えがうまくいっているか否かを客観的に表す指標の1つが、中央病院の長期在院患者数です。要約版にも載っている数値目標によると、平成21年4月時点で、168名いる30日以上入院している一般科の長期在院患者数を100名まで減らすとしています。

一つ目の質問です。平成21年4月以降の一般科長期在院患者数の推移についてご説明願います。

次に移ります。

さんむ医療センターは、独立行政法人となるときに、加入していた千葉縣市町村総合事務組合を脱退しました。その結果、職員の退職手当の額を維持したまま、退職手当負担金が職員の給料年額の22%から5.6%に減り、年間2億円近い経費が浮き、同センターの経営状況改善に大きく貢献しました。

千葉縣市町村総合事務組合では、実質的な負担金の流れは、職員の平均勤務年数が短い病院から平均勤務年数が長い市役所に流れる構図になっています。この制度の性格上、一番損をするのは、最も大きな公立病院である中央病院であり、医療の発展の足を引っ張られている旭市民です。

二つ目の質問です。千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当の総額、両者の差額の過去5年分のデータについてご教示願います。

次に移ります。

明智市長は、経営形態について議論したと繰り返し答弁していますが、そのような客観的な情報はありません。

また、市役所職員からは、経営形態変更にあたって、病院職員が最も気にする事項について、誤った情報が流れてきました。

そこで、確認のために三つ目の質問です。移行型一般地方独立行政法人における職員の共済組合加入、移行時の退職手当清算の有無、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いはどのようにお考えでしょうか。

次に移ります。

今年に入って、中央病院に対して労働基準監督署の指導があり、未消化の代休の買い取りと残業代の全額支払いを求められました。病院職員が忙しい大きな要因は、東総地域の医療問題解決を旭市が中央病院だけに押しつけて、何ら手伝おうとしないからです。

四つ目の質問です。ろくな議論もなく、経営形態を市主導で決めている以上、未消化の代休買い取り及び残業代の支払いは市がすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

五つ目の質問です。明智市長は、二言目には、開院以来、黒字だからと答弁されていますが、今年の震災後の全国的な受診抑制の影響により、中央病院も一時的に赤字に転落しました。したがって、これまでは黒字だからといって、これからは黒字だとの保障はどこにもありません。

そこで、伺います。市役所本体執行部が考える経営リスクと対策についてご説明願います。

六つ目の質問です。6月議会において、旭市は、総務省の公立病院改革ガイドラインは、業績の悪い病院に対するものと答弁しました。しかしながら、同ガイドラインには、そのような記述はありません。総務省の公立病院改革ガイドラインのどこに業績に悪い病院に対するものと書いているのか、ご説明願います。

最後の質問です。

旭市周辺の病院は、地方独立行政法人さんむ医療センターなど、一部の病院を除いて、病床利用率が低く、実質的な赤字が続いています。そのような場合、ガイドラインには経営形態変更、再編ネットワークを推し進めることを記載しています。ガイドラインの趣旨に沿えば、旭市周辺の自治体病院の経営状況が改善されない場合、どの病院と経営統合するのか、ご説明願います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、最初のご質問の公立学校の教科書採択についてということで、採択方法、それから独自の採択ができないかということで、2つほどご質問いただきました。お答えさせていただきます。

最初に、公立学校の教科書の採択の件でございますけれども、これは社会科に限らず、すべての教科なんですけれども、小・中学校で使用されている教科書につきましては、千葉県内に15の採択地区の協議会というものが設定されております。これらの各地区の採択協議会で採択されております。

それで、本地区につきましては、旭市、銚子市、匝瑳市の3市で海匝採択地区協議会というものが構成されておまして、したがって、3市で同一の教科書を採択しております。

その後、採択された教科書を各市の教育委員会議で採択の承認をします。各市の採択承認がそろった段階で、海匝採択地区協議会から採択した教科書を千葉県教育委員会へ報告いたしまして、正式な採用・決定となっております。

続きまして、独自の採択の部分でございますけれども、今申し上げましたように、海匝採択地区というものは、国のほうで義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という法律がございます、その第12条で、都道府県の教育委員会は、こういった採択地区を設定しなくてはならないと、このように規定されております。

千葉県では、教育委員会の告示で県内に15の教科書採択地区を設定しておまして、先ほど申し上げましたように、本市につきましては、3市と一緒に協議会に所属している関係で、市独自の教科用図書の採択というものは、現状では非常に難しいかなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、2点目の旭市職員の住民税の特別徴収と退職手当についてということで、一つ目の質問で、旭市職員が支払っている住民税特別徴収の総額ということでございます。

職員が支払っている住民税特別徴収の総額でございますが、平成22年度分で申し上げますと、納付職員数752人に対し、納付総額は1億7,268万3,000円というふうになっております。

続いて、2点目の千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金、同組合から職員に支払われた退職手当総額、両者の差額の過去5年のデータということでございます。

平成18年度から平成22年度に市から千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当負担金について申し上げます。平成18年度は負担金で7億4,139万円、退職手当支給額は8億3,435万円で、差額はマイナス9,296万円です。平成19年度、負担金額6億8,978万円、退職手当支給額8億3,783万円で、差額はマイナス1億4,805万円。平成20年度、負担金額6億9,815万円、退職手当支給額は6億6,662万円で、差額は3,153万円。平成21年度、負担金6億8,135万円、退職手当支給額5億2,561万円で、差額は1億5,575万円。平成22年度、負担金6億8,135万円、退職手当支給額6億7,614万円で、差額は521万円となっております。

5年分の総額で申し上げます。負担金総額34億9,203万円、退職手当支給総額35億4,055万

円、差額はマイナス4,852万円となっております。

続きまして、3番目の環境シンフォニック問題でございます。

法令解釈の錯誤、条文としてどの部分か、また過失の程度、国家賠償法第1条第2項にある求償権についてということでお答えいたします。

本案件に係る一般廃棄物処分業の許可につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈錯誤により、許可要件を満たしていなかったものに対するものであったことは、これまでも答弁してきたとおりでございます。

では、実際に廃掃法のどの部分について解釈の錯誤があったのかということですが、本損害賠償請求訴訟に先立つ許可取消の無効を求めた行政訴訟において、裁判所も特に認めていた要件の欠如として、廃掃法第7条第5項第3号「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」との規定を受けての省令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4第1号イ（2）に規定する基準、「その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」との要件でございます。

すなわち、本案件においては、実際に溶融炉が設置される以前に処分業の許可を出してしまったことが最も大きな法令の錯誤であったとのことでございます。

なお、当該溶融炉は焼却施設に当たる施設であります。その設置については、廃掃法第8条に規定により、千葉県知事の許可を得なければならないことが、後の県との協議で判明したということでございます。

6月議会で申し上げたとおり、私どもはこの「瑕疵ある許可」においては、国家賠償法第1条第2項にある「故意又は重大な過失」があったとは考えておりません。

本案件において、仮に「重大な過失」を考えるとすれば、「本来要件を満たしていないことを確実に知りながら許可をし、結果としてその施設稼働により環境に深刻な影響を与えた」というようなものかと考えるところでございます。

国家賠償法において、その求償に関し、民法上の使用者責任による求償以上の過失、すなわち「重大な過失」の要件としているのは、公務員に過大な責任を負わせ、職務遂行に当たり公務員が莫大な損害賠償責任を恐れることによる萎縮効果が生じないようにするための配慮であるもので、この法の趣旨を考えた場合、公務員への求償については極めて厳密に、かつ、確信的な場合にのみ適用されるべきであると考えております。

続きまして、4番目の旭中央病院についてというご質問でございます。

その中の3番目でございますが、移行型一般（非公務員型）地方独立行政法人における職員の共済組合加入、それから独法移行時の退職手当清算の有無、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いはというご質問でございます。

初めに、職員の共済組合加入でございますが、地方公務員等共済組合法第141条の2の規定によりまして、一般地方独立行政法人の職員は、地方公務員等共済組合法が適用されます。

2点目、移行時の退職手当清算の有無についてというご質問です。

地方独立行政法人法第61条の規定において、移行型一般独立行政法人職員の退職に際して、移行前の設立団体の職員として引き続いた在職期間については、新たに設立する独立行政法人職員の在職期間と通算して取り扱うことというふうになっているため、移行時における職員の退職手当の清算はされません。

三つ目、公務員の身分希望者の法律上の取り扱いについてということですが、通常、移行後の職員の身分は、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、一般地方独立行政法人の職員になることとなっておりますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律、附則第2条の2において、法人設立の前日までに移行型一般地方独立行政法人への派遣辞令が別に交付された職員については、当該地方公務員派遣法で定義される派遣規定のもと、地方公共団体職員の身分を有した職員として取り扱うこととなっているということです。

以上であります。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうから、環境シンフォニックのお尋ね、何点かございますので、順を追ってお答え申し上げます。

まず、申請受理までの経緯ということでございますけれども、株式会社環境シンフォニックは、平成16年12月27日付で一般廃棄物処理業の許可申請をする、その前に、2回ほど、一般廃棄物処理業の許可申請書を提出しております。

1回目の申請につきましては、平成16年4月22日付で、鐺木地先であります。この申請につきましては、地元地区の強い反対意見により、平成16年8月24日に取り下げをしております。

2回目は、平成16年9月15日付でございまして、長部地先で申請しておりますが、この申請についても、平成16年11月2日付で、地元地区住民及び隣接地権者の同意が得られないこ

とを理由に申請書を差し戻しております。

このような経過の中で、3回目に溝原地区において、申請書が平成16年12月27日付で提出され、同日、旧干潟町において受理をいたしました。

以上が申請書の受理までの経緯でございます。

続きまして、旧干潟町においてその処理は困難であったのか、あるいは一般廃棄物の計画はどうだったのか、そしてその許可申請時に同社が施設を有していたのかというお尋ねでございます。

旧干潟町における一般廃棄物は、旧1市3町の一部事務組合である東総塵芥処理組合で処理をいたしておりました。その処理につきましては、困難ではなかったと認識しておるところでございます。

また、同町の一般廃棄物処理計画については、東総塵芥処理組合で一般廃棄物処理基本計画を策定しておりました。この計画の期間は、平成12年度から平成26年度までの15か年となっており、この計画の中では、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の広域化の実現等を基本方針としておりまして、一般廃棄物の処理にあたって、民間の処理施設を使用することにはなっておりませんでした。

なお、株式会社環境シンフォニックは、一般廃棄物処理業許可申請時には、旧干潟町内に処理施設を有しておりませんでした。

続きまして、現地調査を行ったのか、あるいは知事の許可は出ていたのかというご質問でございます。

当時の担当者に確認しましたところ、申請地は公道に接していなかったため、進入路の有無について確認をしたということでございます。

次に、溶融炉の設置についてでございますけれども、溶融炉の設置については、県知事の許可は出ていなかったようでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院について、平成21年4月以降の一般科長期在院患者数の推移についてお答えいたします。

平成21年4月以降、年度ごとに30日以上入院されております長期在院患者の推移でございますが、平成21年度につきましては169.0人、平成22年度175.5人、平成23年度175.0人というふうになっておりまして、減少していない状態でございます。

続きまして、千葉縣市町村総合事務組合に支払った退職手当の負担金、それから同組合から職員に支払われました退職手当の総額、両者の差額についてのお尋ねです。

平成18年度から平成22年度に病院から千葉縣市町村総合事務組合に支払いました一般負担金、これにつきましては、平成18年度が10億4,000万円、それから退職手当支給額が4億円、差額が6億3,000万円でございます。19年度につきましては、一般負担金11億7,000万円、退職手当支給額5億5,000万円、差額6億1,000万円。平成20年度以降につきましては、一般負担金が増過措置で据え置きとなっておりますので、同額で11億7,000万円となっております。退職手当支給額は、20年度、5億3,000万円、21年度、6億3,000万円、22年度、5億5,000万円、差額につきましては、それぞれ6億4,000万円、5億4,000万円、6億2,000万円となっております。金額的には大きなものとなっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、中央病院関係、4点についてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、ろくな議論もなく経営形態を市主導で決めている以上、未消化の代休買い取り及び残業代の支払いは市がすべきというご質問に対してお答えを申し上げます。

これは、地方公営企業法全部適用の旭中央病院における残業代等の人件費につきましては、病院会計の中で支出しなければならないということになっておりますので、市が支払うことはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから2点目です。本庁執行部が考える経営リスクと対策というご質問がございました。

中央病院の予算というのは300億円を超えておりまして、経営の悪化は確かに市本体への影響は大きいと考えております。中央病院は、公営企業法全部適用事業所として、事業管理者を中心に医療の質、患者サービスの向上並びに経営の効率化等に取り組んでいただきたいと考えております。

それから、3点目です。中央病院について、総務省の公立病院改革ガイドラインのどこに「業績の悪い病院に対するもの」と書いてあるのかというご質問です。

これは、私のほうから6月議会の質問、改革プラン評価委員のご質問だったんですけれども、「ガイドラインは業績の悪い病院に対するものと理解している」と、こうお答え申し上げたことに対するものであると思っております。

確かに「業績の悪い病院に対するもの」とは書いてございません。書いてございませんけれども、公立病院改革ガイドラインで、公立病院の課題、公立病院の改革の基本的な考え方、それを解釈して申し上げたのであります。この辺もご理解をよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に中央病院について、ガイドラインの趣旨に沿えば、旭市周辺の自治体病院の経営状況が改善されない場合、どの病院と経営統合するのかというご質問に対してお答え申し上げます。

この圏域内の医療連携につきましては、香取海匠地域医療協議会において、旭中央病院を核といたしまして、旭市周辺の各地域連携病院の役割分担や機能再編・ネットワーク化等をメインテーマとし、今後の診療体制強化のための地域医療再生プログラムを協議し、その完成に向け、努めているところであります。

病院の経営統合ということでございますけれども、この内容につきましてはお答えすることはできませんので、その辺もご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 分かりやすいご説明ありがとうございました。

まず、公立学校の教科書採択なんですけれども、文部科学省に詳しく書いてありまして、学校の先生からの調査員の影響はかなり大きいように思われます。

学校教育課長は、もともと社会の先生だったそうで、その辺は詳しいと思うんですけれども、どうですか、学校の先生方の人気のある教科書が採択されるとか、そういうことはありませんか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、調査員についてご説明申し上げます。

調査員につきましては、社会科だけに限らず、すべての教科につきまして3名ずつの調査員が県の教育委員会からの推進を受けまして選ばれておりまして、その3名の調査員の方々から報告があるわけでございますけれども、その方々が結局、これがいいとかこれが悪いかということは一切申しておりません。そういうことはやっております。あくまでも、県の採択のいろいろな観点がございます、それに応じていわゆる報告がございます、採択をするのは、あくまでも採択地の協議会の委員でございますので、先生方の人気によってこ

れがいいとか悪いとかという形で採択をしているわけではございません。これは社会科の歴史だけに限らず、すべての教科でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 採択する協議会委員がこれを全部読み比べるのは無理だと思うんですね。それを把握しているのは学校の先生しかいないと思うんですけれども、その影響力が強いんじゃないかという気がするんですけれども、どうですか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 確かに、今回ですと中学校全部で15の種類といいますか、特別支援教育を合わせますと17の採択がございましたので、その教科書を全部見るのは非常に難しいかと思いますが、確かに専門家の先生方が見ておりますので、その影響力が強いと言われれば、その辺は何とも私のほうから申し上げられませんが、採択委員の中には教育関係者、校長会の代表とか、あるいはPTAの保護者の代表とか、そういった方々もおられますので、あくまでも客観的にいわゆる調査員の方々は報告をしておりますので、順位立てをするとか、ただ資料等も順位立てして書いてあるわけじゃありませんし、質問があればその場でお答えすることもありますけれども、あくまでも採択の協議会の委員さん方が決めていくということでございます。

ちなみに、観点でございますけれども、もちろん内容も大事でございますけれども、内容以外にさまざまな、例えば地域の特性だとか使いやすさとか、あるいは資料の豊富さとか、そういったものをすべて総合的に考えて、その報告が出ているということでございますので、あくまでも調査員の意見は参考意見という形で協議会の委員の方々が聞いているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、二つ目の質問に移ります。

これはもう最近、沖縄県の八重山地区で教科書採択についてもめたことなので、旭市独自というのは難しいかなとは思いますが、実は六つの教科書の中で、1社だけ大原幽学が出ている教科書がありまして、ほかは名前すら出ていないんですけれども、育鵬社には農村を建て直した二宮尊徳と大原幽学というのがあって、この半分載っているわけです、この教科書に。

何と書いてあるかといいますと、「大原幽学は、尾張出身の武士です。若くして各地をめぐり、学問とともに農業技術を身につけました。30歳を過ぎたころ、下総で儒教に基づく道徳と経済の調和を説いて、多くの門人を集めました。やがて彼らの奉仕作業によって改心楼と名づけた講堂が建てられると、毎月、定例会を開き、そこでの学習を基盤とした農村改革を進めていきました。その具体例が先祖株組合でした。これは基金をもとに互いに助け合うことで生活を改善していこうとする村ぐるみの組織で、世界最初の協同組合とも言われています。幽学は、農業技術の改善をはじめ、耕地整理や質素倹約の奨励など、生産から消費まであらゆる面で農民の指導に取り組みました。その結果、長部村（現・千葉県旭市）は模範村として領主から表彰を受けるほどの成功をおさめました。しかし、あまりに時代を先取りした改革であったため、幕府から目をつけられた幽学は、後に自殺に追い込まれました。今も旭市には幽学の旧宅をはじめ、その精神を伝える多くの資料が残されています。」、これだけ教科書いっぱい載っているわけですね。

今回、これは今のところ、400以上の学校で採択されていまして、例えば神奈川県横浜市とか藤沢市とか、そういう大きなところでも採択されています。

やはり旭というのはもともと保守のまちですから、この教科書は合っていると思うんですね。ただ、採択されないまでも手がありまして、これは文部科学省のホームページにこう書いてあります。「教員による教材研究や児童・生徒による学習の進化・発展に資する観点から、各学校の図書館や公立学校に教科書を整備するよう努めること」とありまして、大原幽学が載っている育鵬社の教科書を市内の五つの中学校と市立図書館に置けないかどうか、お答えいただきたいんですが。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 初めに、大原幽学の件でございますけれども、確かに教科書を見ますと、育鵬社のほう、大きく出ております。ただ、実は小学校のほうで「私たちの旭市」というような教科書、いわゆる郷土学習を行うための教科書、これ3年生、4年生の児童を対象にする教科書なんですけれども、こちらのほう、実は今年4月から新しく全面改訂いたしましてつくっているんですけれども、その中で、大原幽学についてはかなり詳しく、ページでいうと2ページ以上にわたって、郷土をひらいた人々ということで大きく詳しく書かれておりますので、地域の子どもたちには小学校3年生、4年生の段階で詳しく、小学校段階で指導しているということでございます。

学習指導要領にも郷土学習ということが強くうたわれておりまして、そういった部分では小学校でやっておりますので、1点、ご説明しました。

それからあと、それ以外の教科書についてでございますけれども、確かにそのようなことが書かれております。今後、教育委員会としてそういったものが展示といいますか、これはすべての教科書にしますと、社会科だけに限らずかなり量が増えてしまいますので、その辺、さまざまな課題もあろうかと思っておりますけれども、学校現場の意見を聞いて、その辺はもしも改善できれば、そのように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 小学校のときは、自分たちのまちを学習するんですけれども、これは日本の歴史ですよ。日本全国の高校が、栃木県から沖縄県までいろいろな学校が採用しているわけです。旭市の子どもたちはこれを見てどう思うか。旭にはこんなに立派な人がいるんだと思って、郷土を誇りに思うわけですよ。だから、これはもう生徒たちの目に触れるところにぜひ置いていただきたいと思います。

以上で、教科書の話が終わります。

次ですけれども、退職手当負担金です、特別徴収のほうはいいです、数字が出てきましたので。

2の（2）退職手当負担金を支払っているのは職員なのか市なのか。職員が源泉徴収のような形で徴収されているのか。それとは別個に市が支払っているのか。予算書と条例を見ると、市が支払っているように思えるのですが、ご説明願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 退職手当負担金、市が払っているのか、職員が支払っているのかというご質問でございます。

千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例の規定によりまして、組合を組織する市町村等が組合に納付するという部分がありますので、市が支払っております。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これも条例を読むと何となく分かるんですけれども、千葉県市町村総合事務組合の退職手当は、本人の積み立てをもとにした積み立て方式か、あるいは退職手当を現役職員が出す賦課方式のどちらなのか、分かりましたらご説明願います。分からなければ、

12月に持ち越します。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これは職員の積み立てという部分ではなくて、あくまでも市の負担金、その中での分でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 千葉県市町村総合事務組合負担金条例第1条の2項を見ますと、条文を読み上げるとややこしいので分かりやすくいいますと、例えば旭市が脱退するときに、それまで払った総額、その9割と、もらった退職手当の総額を比較して、払うかもらうかして出るわけです。例えば旭市が100億円支払ったと、それで職員が受け取ったのが50億円だとしますと、90億円と50億円の差の40億円を受け取って脱退できるわけです。それに対して、もし100億円払って120億円を受け取っているとすると、90億円と120億円の差額、30億円を支払って脱退しなきゃいけない、そういう制度なんです。

ここについては、12月も詳しくやりますけど、公立病院が支払っているのがそのままいろいろなところに、お金持ちの自治体、そういうところに流れ込んでいる可能性があって、中央病院の項目で、今回は詳しくやっていきたいと思います。

では、次、環境シンフォニックの問題ですけれども、要するに、処理業申請受理まで、普通はこういう大きな話ですと、塵芥処理組合だとか町長とかに相談するのが普通だと思うんですけれども、特にそういう相談がなく、受理まですんなり行ってしまったということでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 途中で進入路の関係で賃貸借の契約書を、何点か添付させておりますけれども、議員おっしゃるとおり、受理をそれによってしたということでございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 次に、3の（2）に移りますけれども、実はこの法律、もう1項ありまして、それは被補佐人とか被後見人、あるいは産業廃棄物で有罪になった方などであれば申請できないという、許可できないという、そういう条文なんですけれども、その一つの条文を除いて、チェックすると、すべての条文を満たしていないわけです。県知事の許可が必要なレベルの溶融炉にもかかわらず、県知事の許可をもらっていない。恐らく県にさえ行って

いないと思うんですね。それから、こちらの処理計画にもないし、特に干潟はごみ処理にも困っていないということで、これはもう重大な過失だろうというふうに思うんですけれども、この重大な過失は以前、おっしゃっていましたが、通常時に要求される程度の云々ということですが、この「通常時に」というのは、法律学的に何ということかといいますと、この本は私、昔、論文を書いたときにたまたま入手した弁護士さんが使う本によく書いてあるんですけれども、「通常時という概念は、すべての人間の平均時という抽象的意味ではなく、当該種類の行為について当該の年齢、職業、地位、地域、立場等に属する通常時ないし同類時である」と書いてある。要するに、これを判定した人は、行政の平均、行政の職員あるいは行政町長・市長の平均的レベルを基準に判断してくださいというふうに書いてあるわけですね。

普通の行政の課長さん方であれば、例えばごみ処理計画が出てきました、申請がありました。そうすると、普通は見に行くわけです。それから、相談するわけですね。恐らくここにいらっしゃる課長さん方、みんな、総務課長と環境課長じゃなくてよかったかと、心の中で思っているんじゃないかと私は推測しているんですけれども、それくらいやっぱり大きな見落とし、これはもうこの基準で判定すると、間違いなく重過失に当たると思うのですが、重過失に当たらないというふうに解釈していますので、これ以上言ってもしょうがないですが、だれがどう見ても、これは重大な過失です。法律を普通に読んで、普通に考えれば、ごみ処理施設があるかないか、それだけなんです。それで重過失じゃないと言い張っているので、かなりこれは処理を誤るとまずいことになるんじゃないかというふうに思いまして、私はこれはもう訴訟を起こしたほうがいいと思うんです。市が言っていることだけ一貫していないんです。

ほかの議員さん方がおっしゃるのは、例えば最初の和解せずに裁判所に言わせてくださいと、それか求償権を行使してくださいと。裁判所に見解を出させなさいという点で一致しているんですね。私は和解に賛成したんです。なぜ賛成したかというのと、これ以上、下げられないと思ったから、市の損失を最小限に抑えるために和解に賛成しました。

それでさらに損失を抑えるには、求償権を行使して、あなた、もうこれは重過失だからやってくださいよというふうにやるべきです。そうしたら何が起こるかというのと、要するに、そのとき、許可にかかわった職員が旭市にいるわけです。旭市は自分のことをたなに上げて、旧干潟町長を訴えるわけです、こんなの100%通るわけじゃないですね。だから、一応それが一番いいんじゃないかと私は思っています。

それで、こちらについては求償権を行使してくださいと言っても、しないという答えが分かり切っていますので、別のことを伺います。

鳥取県ですけれども、かつては県の車に任意保険をかけておらず、事故があれば県が賠償金を支払っていました。その際、運転していた職員に故意または重大な過失があったのか否かについて判定した上で対応を決めて、その結果を公表していました。例えば、居眠り運転による事故があった。これは絶対に重過失なんです。ただし、求償権は行使しなかった。なぜかという、業務による疲れが最大の原因であったから、それを全部公表してるんです。

旭市もこれだけ大きな公務員による損失をこうむっているわけですから、総務課のホームページで公表するべきだと思います。こういう事例がありました、2,750万円、計3,500万円ぐらい払いました、求償権はこうこうこういう理由で行使しませんと、ホームページに載せるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ホームページ等で公表したらという部分でございますが、この問題については、議会において議会の議決をいただいております。そういう部分の発信というのはしていると思いますし、また、議会報によりましても、そういうところの部分の公表という部分はあると思いますので、今、改めてそれを公表するというふうには考えておりません。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 確かに公表する義務はありませんので、さすが総務課長だけあって、上手な答弁だと思いますけれども、ただ、今、情報化社会ですから、いずれ市民が知ることになるんですよね。だから、先に自分から公表しておいたほうがいいのではないかと思います。6日間、無断欠勤した職員をホームページでぱっと公表しておいて、こっちをうやむやと、よく探さないと分からないところに置いておくというのは、何か違うような気がします。

では次、中央病院の質問に移りますけれども、長期在院患者数、全然変わっていない。一生懸命みんな頑張っています。職員も頑張っているし、病院長、看護部長、それから薬局も検査科もみんな頑張っています。頑張っているけれども、こういう数字しか出ない。これはもう中央病院一つでは解決できない問題なんですね。

そこで、一生懸命頑張りますとおっしゃった改革プラン評価委員会の方々にお伺いしたいんですけれども、どうやってこの問題、目標100ですよ、解決するのか。市役所の執行部の方々、お教え願えますか、私は分かりません。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、お答えいたします。

千葉県地域医療再生プログラムで、平成21年4月末での30日以上長期入院患者数168人を、平成25年度には100人に減らす計画となっておりますが、現在のところ、ほぼ変わっていないのが現状であります。

長期在院患者数を減少させるためには、連携先病院の強化が不可欠であります。現状として機能強化には至っていないために、効果が表れていないものと思われれます。

地域医療再生プログラムは、実質的には本年度より開始されたばかりであります。今後、さらに強化する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 中央病院というのは何でもかんでも最先端を走っていきまして、連携とか医師派遣というのはもう10年以上前からやっているわけですね。私はそれを見てどのように推移しているか、それから現場で働いている先生方、患者さんがどういう反応を示しているか、どんな思いをしているか、それを見た上で、連携では無駄だというふうに言っています。

これから、団塊の世代が65歳を超えて、もうあと10年もしてくるとどっと患者さんが増えて、それまでにどうにかしなければならぬんですけれども、きちんとした有識者を呼ぶべきだと思うんですけれども、その気はありませんか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 在院日数、確かに改善をされないというのは数字で出ているわけでありましてけれども、今、香取海匠地域医療連携協議会で県の指導の中で、それぞれ香取海匠7公立病院あるわけですが、その問題点、改善点、そしてまた、その先に提携というようなことの中で、予算組みをして今年から始まっているところでありまして、なかなか公立病院は市が抱えておりますし、市のトップ、そしてまた病院長、そういった部分の思惑といひましようか、いろいろな考え方があるわけでありまして、大塚議員のおっしゃられますように、目に見えて改善をするというような部分にはいかないのかもしれませんが、これは国の予算も使っていることでありますし、恐らく今年1年経過すれば、ある程度の方向性は出てくるものと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ある程度の方向性は出ないと思います。こういうものは専門家に任せるのが一番いいんですよ。それで、あとは全部専門家の意見を聞くと。それで、優秀な人じゃないとこの問題は解決できないです。お勧めは、東日本税理士法人、公認会計士、長隆先生、それから城西大学経営学部、伊関友伸先生、それから医療構想・千葉をされています竜崇正先生、亀田総合病院院長、亀田信介先生、それから地方独立行政法人さんむ医療センター、坂本昭雄先生、この先生方を呼べば、こびない、ぶれない、しっかりした旭中央病院をよくする、旭を発展させるプランを考えていただけるといいますので、首長が代われば言うことがころころ変わるような変な有識者と言えない有識者じゃなくて、ちゃんとした人を呼んでいただければ、みんなが困っている問題を解決できるのではないかと思います。

次の3番目は、いいです、ちゃんと調べて回答していただいたので、法律の話は構いません。

二つ目ですけれども、総合事務組合、これはかなり大きなお金が旭市から流れている。年間5億円から6億円、5億円と少なく見積もっても、10年で50億円、20年で100億円、このお金を止めなきゃいけないですね。

それで、ここに組合している市町村を見ますと、市が29、町が18あって、財政力指数でいうと、旭市はご存じのとおり、平成21年度で0.56、この中には財政力指数が1.63の浦安市とか1.50の成田市、このような自治体が入ってしまっていて、29市中、何と25番目なんです、旭市は。町まで入れても、47市町村中、35番目。財政力指数は極めてこの中でも低い。低い旭市が年に5億円も6億円も気前よくぼんぼん上げて、そういうお金持ちのところに退職金を買いでしまっているんですよ。このことについて、市役所の執行部の方々はどのようにお感じになりますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、質問があった部分でございますが、あくまでも総合事務組合につきましては、相互扶助の機能を担っております。当然、団体間の累計収支におきましては、赤字もありますし、黒字も生ずることもあります。そういったいろいろな都合の中においては、そういった組合を作っての共同処理という部分であります。

そうはいつでも、やはり今、お話がありました赤字という部分については、許容の範囲というのはございます。黒字もそうでございますけれども、確かに経営形態によってその負担

がかなり中央病院の場合は大きいという部分はございますけれども、総合事務組合自体が相互扶助という部分の中において、ある程度、今申し上げました赤字、黒字の部分についてはやむを得ない。

ただ、このままでいいというふうには思っておりません。当然、この収支の差という部分については縮減していかなければならないわけでございますので、当然、今は凍結して1,000分の220という負担金をいただいておりますけれども、これについても各経営形態に応じた負担率に直すよう、私どもも総合事務組合に働きかけております。

ですから、今申し上げましたように、中央病院の場合の経営形態、定年退職までいくという部分は少ないわけでありますので、どうしても負担金が高くなるという部分につきましては、そういう経営形態に合わせた中での負担金というものを検討していってもらいたいという部分の要望も働きかけております。

それから、先ほどこちとお話がありました浦安市も入っているわけでございます。当然、黒字なわけでありまして、そういった部分についても、今後、ある一定の限度額を負担金額を超えた部分については返還しようという部分になっておりますので、例えば今回の浦安市につきましても、年間76億円の負担金という部分を超えている部分については返納するというふうになります。

当然、旭市においても、中央病院の負担という部分については、これから一・二年かかるかもしれませんけれども、ある一定の額を超すというふうにもう見積もっておりますので、その場合には返還するという部分もできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これは時間の関係上、12月に回しますけれども、恐らく中央病院が総合事務組合に積み立てている額、莫大なお金になって、そこまで積み立てる必要はないだろうというほど積み上がっている可能性があるんですね。それをきっちり返してもらえば、埋蔵金ですよ、これは。それを基金としていろいろなことができるわけです。例えば医者を呼ぶために研究所を造るとか、あるいはこの負担金がなくなるだけで、非常勤の職員を雇用して仕事を楽にすることができる。そうすると、代休買い取りなんてことをしなくて済むわけですね。代休じゃなくて、本当はみんな休みたいのが本音ですから、市役所の職員だって、この半年間、忙しい思いをしている。これを5年も10年も20年も30年もできるかというところではないわけですよ。だから、ここはきっちり調べて、脱退も含めて検討すべき事項だと思いま

す。

それから、次、残業手当です。公営企業だから支払えない、ここの部分は打ち合わせのときに打ち合わせたはずです。当然、公営企業だから買い取りは直接はできない。ただ、財源を手当てすることはできる。ここは打ち合わせで私、言ったはずですけども、打ち合わせの時間を割いてわざわざ市役所まで市の職員が話をしやすいように出向いたのに、その話は出ませんでしたか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは面談のときにその話が出たかというご質問でございます。

特にその話は私、記憶しませんけれども、いずれにしましても、先にお答えしましたとおり、残業代の話は公営企業法の中に負担の原則というのがあるんですよということをお答え申し上げました。

中央病院から聞いた話では、残業代ですけども、これは未消化の代休の買い取り、残業代の支払い、先ほどのご質問でありました。未消化の代休はないというふうに聞いておりますので、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） こちらのほうは一般会計から繰り入れはできますので、そのところはもうする気はないのは分かっていますので、次の質問に移ります。

本庁執行部が考える経営リスクと対策、何でこんなことを聞いたかという、私は専門家を呼んでくださいと、有識者を呼んでくださいというのに、自分たちがやります、頑張りますと言ったから、どこまで知っているのかと思って聞いてみただけです。

ちなみに、スロット分析についてご存じのことがありましたらお答え願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 先ほどのリスクと対策でございますけれども、今、議員が言われました言葉を知っているかということでもあります。私は存じておりません。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手してください。

大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） 言葉はご存じだと思いますけれども、実際に教科書の初めのほうに書いてあるんです。内部環境としての強み弱み、外部環境としてのリスク・脅威、これを分析して表を作ってどう対策すればいいかという基本的な事項です。

だから、こういう医療のことというのは専門性がすごく強いので、やっぱり市の人は記録とりとか情報出しに徹して、有識者を呼んで議論するべきだと思うんです。

ここにいるからぴんと来ないですけれども、例えば課長さんが中央病院に行きます。それで「市役所課長、一生懸命頑張ります」と札をかけるわけです。その隣に研修医が立って、「研修医、4月に免許取り立て」と書いて並んでもらうんです。受診した患者さんにどちらか先生選んでくださいと言ったら、100人来たら100人が研修医を選ぶに決まっているんです。それほど専門性というのは違う分野、そこに口を出そうと頑張っている必要は全くなくて、ぜひ専門家の意見も、飯岡、旭の復興でちゃんとした専門家を呼んで市民の意見も聞いてちゃんとやっているのに、何で中央病院だけこんないいかげんにやっているのかなと、すごく不思議に思います。

それから、もう時間もありませんので、6番目の質問で終わりますけれども、例えば総務省のガイドラインにはこう書いてあります。「公立病院改革ガイドラインQ&A」、ここに書いてあります、ちゃんと。「ガイドラインは公立病院すべてが経営形態の見直しを強いられると受け取れるのがいかがか」と書いてありますね。「現在、黒字経営の病院と言えども、将来にわたって順調な経営状況が持続する保障はない以上、病院経営のさらなる改善を目指して経営形態の見直しを含む改革プランの策定に取り組んでいただきたい」ということで、これは別に中央病院のために書かれたやつじゃなくて、すべての公立病院に書かれたわけで、周りの病院はいまだにベッドが埋まらず赤字に苦しんで、それから中央病院は中央病院でばんばんなわけです。ここに加えて、徳州会ができ上がったり九十九里医療センターができ上がったり、経営を不安定にさせる要因もある。これをどうするか、みんなで考えていかなきゃいけない。そこを専門家を排除して頑張りますと言っているのが今の状況ですから、ぜひこの状況を、この答弁ではこの場で終わってしまいますけれども、このことを中央病院職員や市民が知ったらどう思うか。あくまでも震災の対応のように、市民中心に考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9番 林 七巳 登壇）

○9番（林 七巳） 議席番号9番、9月議会で一般質問をいたします。

このたび、質問にあたり、復興が遅れているように思いますが、私だけでしょうか。市民の皆さんからいろいろな相談をされます。国政でも総理が代わり、震災復興を一番にするように言っております。我が旭市ではどうでしょうか。

市長、副市長、教育長の給料まで下げるという議案が今、出されております。その中で、体育祭だけは今までどおりやるというのは、どうもおかしいように思いますが、それでは質問に入ります。

まず、震災復興計画について3項目いたします。

1、住宅について質問します。

2、復興住宅の高台への考えはあるのかお聞きします。

また、3、建て替えに規制はあるのかお聞きします。

次に、予算の見直しについて2つお聞きします。

まず1に、市長車についてお聞きします。

今、市民が大変な中で、まだ使える車を替えなければならないのかお聞きいたします。

2に、体育祭についてお聞きします。

市長、議員歳費を削減しようとして今している中、盛大な体育祭は中止または規模縮小の考えはないのかお聞きします。

次に、3、市長の政治姿勢についてお聞きします。

6月議会でもお聞きしましたが、答弁が分からないところがありましたので、再度、お聞

きします。

1に、入札審査委員会についてお聞きします。

間違いをした委員の差し替えはするのかお聞きします。

2、次に責任についてお聞きします。

誰も責任をとらない執行部はおかしいと市民が言っておりますが、責任をとるお考えはあるのかお聞きします。

3、次に、市長の給料の減額についてお聞きします。

市長は6月議会で、同僚の議員の質問で、3月11日以来、一生懸命仕事に専念したので給料は下げないと、胸を張って言っていました。すばらしい市長だと私は思いました。こんなに胸を張って言える市長が、今度、減額するという案にはがっかりしました。市長の信念はどこへ行ってしまったのでしょうか。お聞きしますと、ある議員に下げたほうがいいと言われてから、この議案を出したというふうにお話が時々入ってきました。

また、4に、答弁への責任についてお聞きします。

このような胸を張って答弁したのに対して、この9月議会で下げるという、こんなにばかげた議会軽視も甚だしいことについて責任はあるのかお聞きします。

また、4、旧飯岡荘についてお聞きします。

飯岡の住民は大変関心を持っております。再建するのかお聞きしたいと思います。この前の全員協議会の中で、議員にわざわざ時間を割いて、いいおか荘はどうしたらいいのかと市長はお聞きいたしました。その全員協議会の中で、もう少し時間を置いて検討を重ねたほうがいいではないかと結論が出たと思いますが、そのことをまたお聞きします。

答弁は簡潔、明瞭にお願いいたします。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、2の2番、3の2、3、4、4の1についてお答えをしたいと思います。

最初に、予算の見直しについて体育祭ということでもありますけれども、第2回旭市民体育祭については、旭市が震災から一日も早い復興を願い、これを支援する大会として、11月20日に予定するものであります。

現在、体育協会ほか16の関係団体から構成する実行委員会において準備を進めております

が、市内全域となる15の小学校区から市民参加を得て、被災者に勇気を与え元気づける大会と位置づけています。

事業費については、復興支援を前提に置き、第1回大会の反省を踏まえて、効率的な予算を組んでおりますが、第2回大会は千葉県教育振興財団から東日本大震災の被災者支援事業に認定され、特に被害の大きかった旭市への特別枠として、40万円が助成されることになっております。

既に、選手の選考を各地区にお願いいたしましたが、参加予定地区の中では、第2回大会に向けて予選会を開催し、準備を進めている地区もあります。

復興とスポーツは表裏一体にあると言われております。競技に参加することはもちろん、観戦を通して感動や共感を分かち合うこと、また自分たちのチームを応援し、学区組織として支えていくこと等、旭市民体育祭の開催は旭市復興の精神を培う最適な大会であると信じております。

第2回大会については、実行委員会の意見を十分踏まえた中で、大勢の市民の皆様が参加していただける大会として開催するものであります。

次に、3番目の市長の政治姿勢ということであります。

前回、入札資格審査委員会の中で、いろいろな錯誤がありました。そんな中で、このことにつきまして、業者に処分をしたのに市での責任はということであると思えますけれども、今回の件につきましては、認識が足りなかった部分は職員、そして私どもにも十分あると思います。しかし、あくまで申請者、これが最優先する申請書につきましては、信頼をしているというようなことの中で取り扱ってきたわけでありまして、このことは今まで経験がない最初の失敗といいましょうか、そういうことでありましたので、今回につきましては、これから先の入札において、そういったことを再び起こさせないような指導をしていく、そういった中で審査委員会を強固なものにしていくということでもお話をさせていただきました。

そういうことで、今回、特段の処分はしない、そのように思っているところであります。

また、給料の減額について答弁がふらついているのではないかという話であります。

基本的には自分の給与でありますので、自分で決めさせていただきたいと思います。先の議会で、私は、今回の未曾有の大震災にあたり、復旧・復興に全力で取り組んでいるということで、今のところ、給与の削減は考えておりませんとお答えしたものであり、やらないということは一度も言っていないと思います。

また、全員協議会において発言をさせていただきましたが、時期を見てやらなければなら

ないという思いの中で、今回、給与に関する条例を提案させていただいたものであります。

最後に、いいおか荘の再建についてお答えをしたいと思います。

いいおか荘再建営業につきましては、採算性、収支を別にすれば、観光拠点施設として存続したいという思いは、市長就任当時からずっと持っていることであります。しかし、今、震災で壊されましたいいおか荘を復旧するには、多額の費用がかかることや、ここ数年間の負債額や損失額を踏まえたと、そしてまたリニューアルに使用した返済金も今年から始まる、そんなような中で、今、市がこのいいおか荘を経営するということは限界を感じております。早期の決断が必要であると考えたわけであります。

運営委員会、そしてまた地域の意見交換会、あるいは議会の全員協議会、いろいろな面でこの話をさせていただきましたが、そしてまた、6か月が過ぎた今、いまだにいろいろな部分での旭のいいおか荘に対する問い合わせはないような状況であります。

しかしながら、いいおか荘を再び利用するということであれば、早期の決断をしなければ、今あるものも駄目になってしまう、そんなような中で、今回、皆さん方にこの議会に改めて私の意見を述べさせていただいているところであります。

運営委員会も開催していただきました。8月中旬でありましょうか。直営での復旧は難しいという意見でまとまっており、今後は公募型プロポーザル方式での民間委託、そしてまた、賃貸等について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、私のほうから、大きな3点目の入札資格審査委員会についてお答え申し上げます。

メンバーの交代はということでございますが、現在の資格審査委員会委員、反省のもと、気持ちを新たに二度とこのようなことがないよう基準要項等を定めて、さらなる審査の充実を図り、進めているところでございます。

また、先ほど市長からも申し上げましたように進めておるところでありますので、現在のところ、メンバーの交代は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、1番目の（1）震災復興計画の住宅についてということで、今現在、応急仮設住宅にたくさんの方が入居していらっしゃいますけれども、その先と

いうことであるかと思ひまして、その件についてお答えしたいと思います。

まず、市では、6月下旬から7月下旬にかけて、震災後の復興計画を策定するにあたりまして、企画政策課が主になりまして、被災者の意向を確認するためのアンケート調査を実施しています。

この調査対象なんですけれども、6月22日現在で住宅の被害認定が半壊以上の1,272世帯に対して実施した結果、816世帯から有効回答をいただいたところでございまして、設問の中で、住まいの再建方法についての回答で、公営住宅としたものが13件ありました。最後に自由意見として市営住宅を造ってほしいなどの回答は、実際に12件ということで、この方はほぼダブっているのではないかと、そのような考えを持ちました。

そういう中で、要望する方の数が今のところまだ多く出ていない。そういう中で、直近の公営住宅の入退去の数なんですけれども、実際には21年度が15戸、22年度も14戸というような数の入退去が実際にございます。そういう中であれば、ストックを活用して対処できるのかなということが、まず一義的にあります。

当然、その先、さらに必要ということであれば、再度、検討していく、そういうことは十分ございますけれども、今のところ、既存の施設の活用というのがまず第一義に考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興計画の2点目でございます。

復興計画につきましては、8月19日に復興計画検討委員会というものを設置しまして、来年1月策定に向けて、計画作りのための議論を始めました。その中で、津波対策としての議員さんが言うには、高台への復興住宅建設の考えはというご質問ですけれども、現段階では、住宅支援策として実施する高台への住宅事業の予定はありません。

実施予定に至っていない理由につきましては、今、財政課長も言っていましたけれども、6月から7月にかけてアンケートを実施したわけでありまして、その結果に基づくものであります。そのほとんど、80%を超える方々から元の場所に戻りたい、または震災前と同じ地域に戻りたいという結果であったからでございます。

なお、現在、仮設住宅に入居されている方々には、定期的に意向を確認しまして、住宅再建方法にかかる相談を受けながら、生活の再建支援に努めたい考えであります。

それから、もう一つ、復興計画で建て替えに規制はあるのかということでございます。

震災が起きたことによって、住宅再建への規制は、現在のところ、復興計画の中では考えておりません。住宅再建も含めた被災者の生活再建については、市民の要望や意見を取り入れた被災者のための計画づくりに努める考えです。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建て替えの規制の関係ですけれども、議員のほうから、取りあえず道路と民地の境界だとか、従前建っている土地に赤道があったり青道があったりした場合はどうするのかということですが、その辺においては、公図等を確認しまして、境界立ち会いを行いまして、協議して決定していきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、予算の見直しについての中の（１）市長車について、今現在、市民の方々が災害により大変な時期の中で、使える車を買替えるのかというご質問なんですが、お答え申し上げます。

購入の経過、それから走行距離からいたしまして、交換時期と考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○９番（林 七巳） それでは、住宅についてお尋ねいたします。

今、被災者の方はほとんどが高齢者の方で、自分で再建できる方はごくまれだと思います。その中で、２年が過ぎるとあそこを出ていかなければならないという中で、市としては手厚い行政の中で、住宅に関しては心配しないでくださいと、そのような言葉を市長、どうですか、私が市長でいる限り、住宅は心配なく皆さんに入ってもらえますというような答弁は、市長、いただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、そのことでありますけれども、確かに行政としても大変心配しているところでありまして、２年後にどのくらいの方々が自力で、自費で新しい住居へ住めないのかという部分、まだはつきりつかんでおりません。

そういった部分で、またアンケート調査やら、仮設住宅の方々を個別に伺いましていろいろな意見を聞きながら、その後の対策を進めていきたい、そんなように思っておりますので、

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ぜひとも被災者の方に手厚い市政を市長にお願いして、それでは、復興住宅の高台への考えはあるのかという、あれをお聞きします。

今、私のところにも、今あるところでお店をやりたいんですが、ちょっと離れた安心したところに家を建てたいという方が結構おりまして、そんな中で、市としては、もし市有地があれば、そういうところを提供するとかそういうお考えはないでしょうか。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 高台に市有地があれば提供をというご質問でございました。

確かに、すぐぱっと思いつくところに住宅を多数建てるということで思いつくところという、例えば旧海上中跡地であるとかそういうところが思いつくかと思います。高台となりますと、なかなかまとまった土地というのは市有地としては難しいのかなというふうに思っております。

その辺は被災者の方の意向等もありますから、先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、もとに戻りたいという方の意向というのが非常に強いと、高台に移りたいという方も確かにいらっしゃると思うんですけども、そのこのところのとりあいというのはどういうものなのか、その辺はよく精査していく必要があるだろうと思っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 高台というよりも、今まで住んでいたところよりも多少津波の影響がない高いところという意味で、旧飯岡でいうデエヤマというところじゃなくて、少しでも高いところという意味で言ったわけなんですけれども、結局、今、私のところに来ておりますのは、飯岡でいいますとバイパスの近く、三川でも旧国道の北側とかという形で結構相談に来ている方がおります。

その中で、そういったところが農地だったりした場合には、転用ないしそういうものをスムーズに行えるような体制を市ではとっているのか、また協議したことがあるのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） もちろん、そういうつもりではなくて、高台

というのは高いところなんですけれども、東北地方なんかの高台という意味じゃなくて、この辺は安全なところというふうに理解しておりますので、その辺はよろしくをお願いします。

それから、農地に転用して住みたいということであればスムーズに行えるように協議しているのかということでございますけれども、この辺については具体的にその事案があった時点で協議しますので、その辺はよろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、よろしくお願いします。飯岡ではバイパスの上下50メートルは商業地域に指定されております。ですから、一般住宅は建てられませんが、そのようなことも考慮して考えていただきたいと思います。

それでは、建て替えに規制はあるのか。

今、飯岡でも被災した道路を見ますと、細くなったり曲がっていたり、それからまた海岸地域に行けば、防風林に無断で建てたりみたいな、そういったことがあります。そのようなときにはどうするのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、議員さんから具体的に話がありました。

例えば防風林に建っていた家が被災されまして、その先、じゃ、どうするのかということであれば、これはまさに具体的な事案でありまして、それは本来こうすべきであるということから、もちろんそれは始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） なるべく被災者にやさしい行政をとっていただきたいと思います。

それでは、また次の質問に替えさせていただきます。

市長車についてお尋ねいたしました。もう取り替える時期が来ているというあれですが、まだ使えば使えると思います。車はびかびかだしね。被災者の方は車も流され、家も流され、この七百何人いる職員でも、職場を市長の転勤命令によってユートピアセンターに行き、それからいいおか荘に行き、そこで職員の方も車を流されて、新しい車を買っているわけですよ。大変な負担ですね、これね。その中で、市長、使える車をもう少し、もう1年でも長く使ったらどうですかという、私のこの質問です。そのお金がもしあるんだったら、もっと市民のために使っていただきたいというのが、この質問の中身なんですけれども、どうですか、市長、もう少し遅らせるとか凍結するとか、もう時期が来たから取り替える、これはあまり

にも市民をばかにしたあれじゃないですか。じゃ、年数が来たからみんな替える、そういったことじゃなくて、もう少し市民にやさしい、凍結するとか時期をずらすとか、市長、どうですか、そのお答え、お願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 林議員のおっしゃっているようなことは、市民の方もそういった考えがあらうかと思います。しかしまた一方では、やはり市長車、公用が結構多いわけでありまして、今現在でも少しずつ故障が出ておりまして、出先の中で大きな故障、そういった部分が出た場合には対応のしようがない、そんなようなことも含めまして、今回、皆さん方にご心配をいただくわけでありまして、最大限節約をしながら、丁寧にやらせていただきたいと、そんなように思っておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そういうお考えでしたら、私はもうこれ以上、この質問はいたしません。

じゃ、体育祭についてお伺ひいたします。

今、被災して仮設住宅にいる市民の方、体育祭やってほしいと思っているんでしょうかね。それよりももう少し待遇を、環境をよくしていただきたいと、そう思っていると、私のところに相談に来る方もおります。この間も議会の控室に、あんな被災者住宅ありますかという女性が来て、議員の方、何やっているんですかと大声で叫んでいた女性もいるわけですよ。

市長、もう少し縮小するとか、そういう考えはないでしょうかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 開催について詳しくは体育振興課で答弁させますけれども、私の思いは市長に就任したときから市民の一体感を作る、果たしてそれがどうなのと言われる人も多くいると思ひます。そんな中で一体感を作る、つながりを作る、そういった部分で今回、震災がありました。震災がありましたけれども、いつまでも下向きに自粛をしているということではなくて、やはり旭全体に活力を生み出す、元気づける、上を向く、そういった部分でぜひこの事業は必要だと、そんなような認識でありますので、その趣旨につきましてはご理解をいただきたい。そしてまた、実施にあたっては、議員さんおっしゃられるように、縮小といひましようか、復興を祈念して、そういった意味で何かお手伝いができるような、そんな方向で持っていっていただきたいと、実行委員会も今、一生懸命そういった部分でお骨折

りをしているわけでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは今、市長のお話も出ましたし、私のほうから現在の大会の特徴といいますか、その辺ご説明させていただきたいと思います。

これまで実行委員会含めまして15回の会議、これを開かせていただいております。その中で、最終的なこういう形で行こうというのが決まっております。

簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

まず、セレモニー関係ですけれども、昨年、1回目は入場行進を行ったわけですけれども、今年度は行わないで、震災による犠牲者をしのんで黙禱をしようと、こういうことでセレモニーのほうは特徴を入れております。

また、競技種目につきましても、なるべく小学校区の区長さん方のご負担を軽減しようということで、昨年は103人でしたけれども、今年は95人ということで位置づけをしております。

しかし、反面、この体育祭につきましては、被災者支援という位置づけをとっております。被災者に勇気を与え、また元気づける事業ということで県のほうからも認定をされております。そういった意味で、区のほうに割り当てるのではなくて、ぜひ参加していただこうということで、オープン種目も大幅に増やしております。昨年は600人ということですが、今年は900人の枠を作っております。多くの市民の参加を期待するものでございます。

また、エキシビションにつきましては、やはり子どもたちの勇姿を見ようということで、はつらつとした競技、また吹奏楽につきましても感動を与えていただこうということでお願いをしておりますし、特に自由参加の踊りにつきましては、旭の元気を発信しようということで設定をさせていただいております。

そのほか、復興支援ということですので、体育祭そのものを復興に向けての取り組みということで考えておりますけれども、昨年も実施いたしました直売コーナー、これもぜひやっていこうということで、その一部を支援金に回そうということで現在、計画をしております。

そのほか、仮設住宅等もございますけれども、シャトルバスの関係、ぜひ被災された方々にも見ていただこうということで、シャトルバスにつきましても、旧干潟地区は除きますけれども、各小学校区に1台、割り当てをいたしまして、多くの参加を促す予定になっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、華美なセレモニーは控えていただき、被災者に力を与えるような体育祭にしてください。

それでは、政治姿勢の中で入札審査委員会について、副市長のほうから入れ替えはないというようなお答えをいただきましたが、ぜひとも今後、こういう問題が起きないように注意して審査委員会を開催していただきたいと思います。

また責任について、また給料の減額について、いろいろ市長を困らすわけではないですよ、市長、市長を励ましているわけなんですからね、市長、ぜひともそのところをお願いしたいと思います。

それでは、いいおか荘の再建について、市長から先ほど答弁いただきましたが、その前に新聞に結局、民間に委託するというのが先に出ていますので、もしそういうことでしたならば、ぜひとも議会のほうに少しでも早く、こういう方向でいきますというような答えがあれば心配しなかったんですけども、どうしても新聞報道のほうが早く一般市民に報道されますもので、議会は何しているんだというようなことを市民から言われますもので、いや、私たちは分かりませんよ、議会の全員協議会の中ではもう少し余裕を見ているというお話でしたよと言うと、新聞に出ているのに何で議員が知らないんだと、こういうようなお叱りをいただいているわけですよ、市民から。

ぜひとも市長、こういう重大なことがありましたら、議会の前に議員を招集して、こういう方針でいきますというようなあれをよろしくお願いいたしまして、答弁いりませんから、自分の質問はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 一哉） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7 番 平野忠作 登壇）

○7 番（平野忠作） 議席番号 7 番、平野忠作です。

平成23年第3回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

去る3月11日の東日本大震災は、本市では大津波と土地の液状化被害が同時に発生、全国的に見ても非常に珍しいケースで、未曾有の被害をもたらしました。死者13名、行方不明者2名、住家被害全体で全壊が336世帯、大規模半壊430世帯、半壊503世帯、一部損壊2,375世帯、被害合計で3,644世帯と甚大でありました。

月日のたつのは早いもので、半年が経過しました。本市も災害に前向きに取り組み、5月中には仮設住宅200戸の入居が完了し、7月には千葉県に対して津波被害を和らげる人工盛土を利用した海岸減災林等の要望、8月には本市の復興計画検討委員会を設置、今後は委員会の意見を尊重し、めり張りのきいた計画をもって復旧・復興に向けてのスピードアップを願うところであります。震災前のように市民の皆様が平穏に生活できるように取り組んでいただきたいと思います。

通告に従いまして質問をいたします。

大きい1番として、津波対策について伺います。

（1）旭市の今後の対策について伺います。

6月の第2回定例会においても質問をいたしましたが、そのときは、被害状況を中心に質問しましたが、今回は津波対策に向けての取り組み方をお知らせ願いたいと思います。

（2）国・県等への要望について伺います。

人工盛土減災林等の事業は、旭市の単独事業ではできませんので、国・県等の支援なしではできません。旭市としては、国・県等にどのような要望をなされているのか伺います。

（3）コンクリートがら及び残土利用について伺います。

この件も6月の定例会において質問をさせていただきました。コンクリートのがらは道路の路盤材として有効利用するとの答弁をいただきましたが、残土につきましては検討中とのことでした。今後、どのように取り扱われるのか伺います。

（4）市内、はんらん河川の河口に水門の設置を要望について伺います。

このたびの津波被害は甚大でありました。小学校学区別に分けてみますと、その中でも飯

岡地区の横根海岸が最大の被害地であります。地形が防潮堤よりかなり低いのが要因ではないかと考えられます。三川地区は目那川と三川と船着場がはんらの主な要因ではないかと考えられます。矢指地区は矢指川、野中川のはんらが主な要因ではないかと考えられます。富浦地区は東川がはんらして甚大な被害を出しました。いずれも河川のはんらが引き起こしたものです。

これらの被害を少なくするためにも、河川の河口に水門を設置して、被害を最小限に食い止めることが望めます。関係機関と連携して早期に設置を要望いたします。

大きい2番として、道の駅等の設置推進について伺います。

(1) 今後の予定について伺います。

昨年5月に旭市道の駅等設置推進委員会が発足し、私も委員の1人として委員会、分科会及び視察研修に出席させていただきました。当初は、業務の完了を3月中に終了とのことでしたが、東日本大震災が発生し、今後はどのように推進していくのか伺います。

大きい3番として、あさひ健康パークゴルフ場について伺います。

(1) 再オープンについて伺います。

3月11日の東日本大震災により、パークゴルフ場が津波で大きな被害を受けました。中でも、コースの半分が津波による土砂で覆われましたが、ボランティアの皆さんの協力により、早期に砂を撤去することができました。今は芝生も青々と生えそろって、再オープンを待ちかねているように思われます。

諸条件が整えば再オープンを早めてもよろしいと思いますが、伺います。

再質問は自席にて行いますので、答弁は明瞭、簡潔にお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 平野議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから津波対策についての（1）（2）、2番目の道の駅の設置推進についてということで答弁とさせていただきます。

最初の津波対策について、旭市の今後の対策についてということでもありますけれども、ご承知のように、県内で最大の津波被害に遭ったということで、今、私の最大の使命感を感じているところであります。

そんな中で、早期に復興計画、津波対策等を作成していかなければと、そんなような思い

で今いるところでありますが、第1回の旭市復興計画検討委員会を8月19日に開催いたしました。その会議に旭市復興計画骨子（たたき台）を示しまして、これは企画政策課が中心になりまして骨子を作成したわけでありますけれども、そういったものを提示しながら、学識経験者や各種団体、関係行政機関、市民代表で構成された19名の委員から、津波対策などの個々の事業について意見を伺ったところであります。

旭市復興計画策定に向け、委員の意見も含めた津波対策としては、人工盛土を利用した海岸減災林、潮害防備保安林の整備、避難ビルの指定などのハード事業、避難体制を整備した津波避難計画の策定、想定される津波浸水区域を明示したハザードマップの策定、情報伝達の再考、地域防災教育の徹底など、ソフト事業の必要性も計画に盛り込むことで調整しているところであります。

今後、検討委員会で議論を重ね、防災上の安全を確保した安全なまちづくりを目指すわけですので、議員さんからも忌憚のないご意見をちょうだいしたいと、そんなように思っております。

次に、国・県への要望ということでありますけれども、津波対策については、これまでいろいろな方々のご意見を聞いております。そんな中で私も直接、国・県に出向きまして、いろいろ要望しているわけであります。

大きな問題としては、早急に解決できるような予算が幾らかでも少なくても済むような、そんなような思いの中で、旭市で原案を作成して提案をしてきたところであります。その中で、人工盛土を利用した海岸減災林等の整備について、写真入りのイラスト入りのものを持っていきまして要望したところであります。

また、国に対しては、5月1日に現地調査に来られました防災担当副大臣をはじめ、国にも液状化等の陳情などに行きました際にも、国土交通省とかに行きまして、そういった部分で本当に早急に対策できるようなものを早く手をつけてほしいというようなことで要望してきているところであります。

7月13日には千葉県防災危機管理監を訪問し、林議長、建設経済常任正副委員長に同道いただきまして、詳細な資料により、先ほど申し上げましたように説明を申し上げまして、知事あてに要望を提出したところであります。

さらにその後、副知事に対しましても早期着工についてお願いをし、さまざまな機会をとらえて要望してきているところであります。

本件に対する国・県の動向でありますけれども、国は地域の海岸ごとに最も有効な対策を

設定することを示しております。沿岸市町村長を含めた検討委員会を今年11月をめどに設置して津波対策を行うこととしており、本市の提案事業についても具体的な検討に入っていると聞いております。

なお、県は津波被害のあった本市海岸の消波ブロック約2,000基を設置する大規模な復旧工事を、今年9月末から来年6月ごろにかけて実施する予定であるということで、県から聞いております。

このようにすぐ施行する対策、ある程度年数をかけて施行する対策、計画的に実施する国・県の事業に大いに期待しているところであります。

次に、2番目の道の駅等の設置推進についてであります。

今後の予定ということでご質問がありました。

道の駅等の設置推進については、昨年、コンサルタントを検討していただくというようなことで予算をつけていただきました。1年間、検討委員会の皆さん方に変にお骨折りいただきまして、計画がほぼでき上がったところであります。恐らく9月議会にも議員の皆さん方にも報告があると思います。

そんな中で今回の大震災がありました。議員のご指摘のとおり、今後の道の駅につきましては、本当にいろいろな議論があるわけでありましてけれども、私は道の駅の設置につきましては、旭市が誇る農水産物であり、全国より多くの人に「食の郷旭」を知ってもらう周年的な集客施設として、また旭の観光拠点としてぜひ設置したいと考えているところであります。

先ほども申しましたように、議員におかれましても、昨年からずっと設置推進委員として協力をいただいているわけでありましてけれども、今回、震災の後でこの道の駅をどうしようかというような部分は庁内でも議論をしているところでありますけれども、私の思い、そういった思いもありますし、この復旧・復興がある程度の見通し、進捗状況を見きわめながら、今度は一歩進んだ設置検討委員会を設置しまして、事業化に向けて検討していきたい、そんなように今考えているところであります。

今、何よりも復旧・復興が最優先ということでありますので、時期につきましては、まだ決定をしていませんけれども、そういった進捗状況を見ながら、なるべく早く道の駅につきましても取り組んでいきたいと、そんなように考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私からは津波対策の3点目、コンクリートがら及び残土利用についてというご質問にお答え申し上げます。

津波被害等により発生した災害廃棄物については、今年度の完了を目指し、現在、分別・処理を行っているところでございます。こうした中で、コンクリートがら等は6社の再資源化施設で道路等の路盤材など建設資材として再利用するため、順調に処理が行われているところでございます。

なお、残土等については、災害廃棄物の取り扱いではないことから、処理・再利用について大変苦慮している状況でございます。

これらを適正に処理するため、今後、公共事業等で利用していただけるよう働きかけや、あるいは利用していただける側においても、積極的な利活用をお願いしたいと考えており、関係機関と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、津波対策の中で議員のほうから、市内はんらん河川の河口に水門の設置要望、こういうことでご質問いただきました。

質問の中にありましたように、市内では津波によりまして矢指川や目那川、野中川、いろいろな多くの河川がはんらんしまして、周辺の住宅あるいは農地に大きな被害をもたらしました。改めて河川の津波対策、これが重要であるということで実感しておる次第でございます。

はんらんした河川の多くは、護岸など大きな被害を受けておりまして、今後、災害復旧事業等によりまして復旧される予定であります。

ただ、この災害復旧事業では、津波対策用の水門を設置することはできません。ご承知のように、岩手県普代村、ここに設置されました高さ15メートル近くの巨大水門、これが津波の被害を最小限に抑えたという、そういう報道も我々十分承知しております。旭市においても水門の設置については、津波対策の一つとして有効だと考えております。

しかしながら、津波対策用の水門の設置、これは事業費がとてにかかる、そういうことが予想されております。国土保全の見地等から、国あるいは県の事業として要望していきたい、そういうふうに考えております。今後とも関係機関等に働きかけて対処してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目のパークゴルフ場の再オープンについてお答えいたします。

この件につきましては、先の6月定例会におきましてもご質問いただいておりますが、これまでの間、このパークゴルフ場の再開につきましては、先般、国から災害復旧事業として災害認定の内示を受けておりますので、現在、一部の芝生につきまして復旧工事に取りかかったところでございます。

なお、本格的な復旧工事につきましては、今月中には植栽工事をはじめ、散水施設から管理施設まで、これは土塁、防風柵、フェンス、トイレなどでありますけれども、これらすべての工事を発注する予定でございます。

なお、発注に際しましては、できるだけ工期を短縮したいという観点から、復旧工事は工事の種類ごとに分割発注をすることとしておりまして、段階的に施設を復旧させる中で、最終の工期を来年2月末と予定しているところでございます。

ご質問の再オープンの時期についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、来年2月中には工事は完了する予定でございますので、現時点ではありますが、来年3月に仮オープンを予定しておりまして、24年4月1日から本格的に施設の供用を開始したい、このように考えているところでございます。

なお、仮オープンに際しましては、市民の皆様に無料開放をするとともに、利用者からコースの復旧状況につきましてご意見やご要望をいただく中で、これらのご意見等を施設整備に反映させた中で、少しでも被災前の状態に近づけられるように努力してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） （1）番の津波対策の旭市の今後の対策ということで、今、市長さんのほうから並々ならぬお答えをいただきまして、旭市においても、8月19日に復興計画検討委員会、メンバーが19名で発足したということでございます。

私は、やはりそのメンバーの皆さんの意見を尊重しながら、前向きに取り組んでいただきたいと、このように思っています。

また、この間、二・三日前のテレビの報道で見たんですけれども、国でも津波に強いまち

づくり法案が今国会に提出されるということでございまして、津波に対する国の理解というのかなり強いものだと思いますので、骨子等はよく私は分かりませんが、できる限りそのように有利な予算等が獲得できれば、これらも利用していただければよろしいかと、このように思っています。

それで、今後の対策についてですけれども、先ほど市長も言いましたけれども、人工盛土の減災林、要は防潮堤が4.5メートルあります、旭市は平均して。その陸地側に場所のとれるところはやった場合には、かなり津波を抑えることができる可能性があるということと認識しています。

それで、一番旭市が、学区別にさっきも冒頭で申し上げましたけれども、飯岡地区、三川地区、矢指地区、富浦地区、全部海岸の形状が現在違うんです。ですから、一緒くたに同じ考え方というのがどうなのかなと、こう思っています。飯岡の横根海岸でいいますと、もう全体的に背後地が低地で、今回のように津波が7.6メートル入りますと、防潮堤が4.5メートルでございまして。ですから、まともに3メートル以上の波が入るということで、非常にこのところが一番危険なところだと、このように思います。

それで、三川地区に関しましては、比較的全体の地盤が高いし、しかも海岸の形状が波返し方式といって、津波に強い方式でございまして。矢指海岸もそれに近い状況でございまして。

富浦地区は海岸の形状がスロープ式、要は斜めになっている構造でございまして。飯岡の横根もそうです。これですと、津波の高さが、今でも満潮時、台風時期とか荒れていますと、波が今もどんどん入っています。

ですから、こういう低いところをまず中心に、今の実情というものを県・国等に訴えていただきたいと思いますので、この四つの地域をどのように今考えているのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これはどのように考えているのか、今、議員さんがまさにおっしゃられたことを、市長も先ほど言ったように国・県に要望しているわけです。ですから、具体的に防潮堤を中心に海寄りに盛り土をすべきか、あとは陸寄りに盛り土をすべきか、あるいは保安林で防ぐべきか、あるいは堤防をかさ上げして、いろいろなことを考えている。考えているのは、それぞれの海岸に合った工法をとということで要望し続けておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、実情に合った対策というのを進めていただきたいと、このように思っております。

それから、津波対策で今度、ソフト面について伺います。

6月の一般質問でも質問しましたがけれども、ハザードマップの改定、あるいは避難場所、今回はいいおか荘、あるいはかんぽの宿というのが1階部分が水没ということで、非常に今危険になったわけでございます。

ですから、今後はどのようなになるか、まだ策定中だと思いますけれども、その辺も分かればお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 津波ハザードマップの改定、それから避難所等の見直しについて、いつごろになるかという部分でございます。

津波ハザードマップの改定作業につきましては、今、県が中心となりまして関係市町村にて浸水領域、津波高の想定を協議中であります。この関係市町村というのは、津波ハザードマップを持っている市町村、16市町村。外房にあります16市町村が津波ハザードマップを持っておりますので、そういった関係市町村と県が中心になった中で浸水領域、津波高の想定協議中という部分でございますので、今後の調査結果を踏まえ、県と関係市町村と引き続き検討し、早急に作成してまいりたいというふうに考えております。

また、避難所というお話がございました。避難所という部分については、津波避難計画の中に位置づけされておりますので、津波避難計画につきましても同様でありまして、これについても浸水領域や避難所の見直し、それから避難路の指定等がありますので、津波ハザードマップと併せて整合性がとれるよう県と協議しながら、早期に作成してまいります。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、ハード面でまたもう一つ質問いたしたいと思います。

6月の議会でも私が提案しました。今、海岸の飯岡一宮線に海拔を知らせるプレートがあります。例えばこの地点が3.5メートル、あるいはこのところが3メートル。私は3月11日の津波が来るまで、あれを実は知らなかったんです。しかしながら、あれは地域の皆さんに自分の住んでいる高さをお知らせする意味でも、非常に私は効果があったと思います。6月議会に要望ということで、現在は100か所あるということですね。これを少なくとも300か

所以上やっていただければありがたいなと。

つい最近、読売新聞で見ました。静岡県焼津市では、やはり津波の市民の皆様方にそういう認識を植え込むために、1,000か所やるというような報道もなされていました。

それともう一つは、今回の津波の大きさが通常7.6メートルとよく言われています。いいおか荘の海岸寄りのほうに元禄の津波のプレートが現在1個残っています。私はこれらを、このくらいの大きさのプレートをやはり飯岡の横根地区、三川地区、矢指地区、富浦地区に、高さが確定した時点でも構いませんけれども、7メートル前後來ているのは間違いございませんので、しかるべき場所にやっていただくことが、やはり市民の皆様方に啓蒙運動でも非常に効果があるなと思っています。

それともう一点、最高到達地点、要は一番どこの辺まで津波が行ったのかということも分かれば、これも今後のためにそういうポジションで目印というのを私は残すべきだと思いますけれども、その辺のお考えはどのように思っているのかご質問いたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、今、海拔表示板の設置というお話がございました。

海拔表示板につきましては、本年3月に設置箇所の見直しをしまして、県道飯岡一宮線の元禄地震の浸水域、それから学校、区民館、消防庫等の公共施設に100本の設置を行っております。これは議員さんも今言われたとおりでございます。

また、現在につきましては、国や県によります津波の検証という部分が行われていると先ほど申し上げました。この国・県の検証結果によりまして、浸水領域の内、外及び未表示の公共施設に対し、平成24年度早期に設置してまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、現在、市内に設置されております元禄地震の津波の看板、高さ表示でございますけれども、4か所について設置されてあります。これはすべていいおかみなと公園、いいおか荘、矢指ヶ浦海水浴場、あさひ健康福祉センターの4か所でございます。これについては、県で4か所について設置したものでございまして、これを市町村に譲渡されたものでございます。津波高の表示プレートの設置につきましても、県に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、津波の最高到達地点、そういうものもという部分がありますので、併せて実施したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、先に進みます。

再質問で、国・県等への要望について伺います。

実はこれは7月13日かと思います、市長さんをはじめ滑川公英委員長、私と事務方が6人くらいですか、県のほうに要望いたしまして、とにかく旭市が甚大な被害を受けたと、県もしっかり頑張ってくださいよというような要望、たしかなされたと思います。そして、イメージとしては、堤防の陸側、敷地があるところは、そこに8メートルないし10メートルの人工盛土をして、そこで津波の被害を和らげようという一つの案と、また飯岡の横根海岸みたいに陸地側にもうスペースがとれないと、すぐ防潮堤のわきが道路という場所におかれましては、防潮堤の海側に相当の敷地があるということで、海側にやはり10メートル前後の人工盛土をした減災林等を要望ということでございました。

その後、あれから時間も約2か月たっています。その後の進展ぐあいと申しましょうか、どのように進んでいるのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 要望した結果、どのように進んでいるのかということでございます。

まだここまで進んでいるというところに至っておりません。ただ、何度も報告があつたり、こちらから要望する機会があつたりと繰り返しています。そのことをしつこく言っておりますので、今はまだないんですけれども、きっと、市長も先ほど言ったように、具体的に検討に入っているようだよと聞いていますので、とにかく期待しています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これは私も海岸の地域に住んでいる1人の住民でございます。まさかこのように津波にこの旭市が襲われるということは、誰も思っていませんでした。ですから、この機運の高まった中で、やはりやるのが一番効果的じゃないかと、このように私は思っていますので、どうか継続的に県のほうに折衝していただきたいと思います。

私の見解としては、なぜ千葉県で旭市だけが際立って津波の被害が甚大であったかということも、まず考えなければならないと思います。これは防潮堤の高さが4.5メートル、それで今回の津波が7.6メートル、もうこれは3メートルの津波が来るに決まっています。

そして、九十九里海岸の沿線を見ますと、匝瑳市から九十九里町あるいは太東岬まで考えた場合には、大体、砂の土手が10メートル前後、現在も今あるわけなんです。そのためにやはり今回の津波が和らげられた。特に匝瑳市、横芝光町、波の高さはそんなに変わっていません、私も現場見に行きました。向こう2か所は被害がゼロなんですね。

ですから、これは一刻も早くそういう人工盛土でも何でもいい、まず決定的な要因は高さが足りないわけですから、そこらをもう一度よく念頭に入れてお願いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは津波対策全般に言えることです。先ほど残土を利用するとかという話もありました。堤防の話もありました。これは市だけでできることではありませんので、とにかく繰り返し要望していきますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これからもひとつよろしくお願いいたします。

それでは、再質問のコンクリートがら及び残土利用について伺います。

先ほど、課長さんのほうからご説明がございまして、コンクリートがらのほうは6社がやっているということで、順調に今、処分ができていくということでございます。

それで、仮置き場、残土が今ございます。それを最終の使用制限、先ほどお聞きしましたら3月いっぱいというようなことを言っていました。そんな中で、いずれにしてもあそこへとどめるわけにはいきませんよね。それと、残土の推定量は、推定ですから正確な数値というより、大体このくらい今あるんだよということをおっしゃっていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、お答え申し上げます。

まず、場所につきましては、議員ご発言のとおり、本年度中、来年の3月いっぱい仮置き場は終了したい、そのように考えております。

現在の残土の量でございますけれども、7月末現在で約1万4,000トン程度と把握しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それで、残土の仮置き場があります。いずれにしても、今ある4か所ですか5か所ですか、搬出はしなければなりませんよね、一生とどめておくわけにはいきません。

そこで、提案ですけれども、いずれよそに移動するなら、今、津波で非常に困って低いところがございます。そこに仮置き場として千葉県等に粘り強く要望してはどうかということで、いろいろクリアする点もあると思いますけれども、せっかくこの地域が被災されて、しかもこの地域で砂が出たわけなんですから、やはり地元に戻すというのが私の考え方で一番理想的かなと思いますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。よろしく願います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

現在、5か所の仮置き場で、もう1か所、現在、岩井で搬入をしておりますけれども、それが先ほど申し上げましたとおり、来年3月中にできれば処理したいということでございまして、それ以降のいわゆる砂は廃棄物でないということから、処理が公共事業で使う以外はなかなか難しいということが一つあります。

その置き場をどうするのかということだと思いますけれども、実際に海岸沿いで防潮堤等に使える事業があれば、タイミングがうまく合えば、そこで使っていただきたい、そういった考えは十分ございます。

一方で、そのタイミングがずれるとすればどうするのかということでございますけれども、それはどこか1か所をストック場所、そういったものを作って、そういった再利用を目指して1年程度置いておくのか、そういったことをしながら、そういった事業に使えるようにしていければいいのかなという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 今、課長さんのほうからご説明いただきまして、いずれにしても、現在のところにとどめないということはもう分かっているわけなんです。うまいぐあいに置ける場所が新たに見つかればいいけれども、またいずれどこかに片す可能性も全然ないわけじ

やないですね。ですから、ここはひとつ頑張ってください、土が必要なところがあります。先ほど私が申しましたように、とにかく旭は低いんです、防潮堤よりかなり低いところが多いんです。ですから、今後とも、私は津波対策で苦しむと思います。やはりこれは他地区、匝瑳市あるいは山武市、九十九里町と同じくらいのレベルの高さが保たれる中で、初めて津波のある程度のハード面での解決が進むのかなと。今のまま4.5メートルでいけば、また大きな地震が来れば、また同じくらい被害が来ます。

ですから、少しでもあるものを活用して、少しでも他地区に近づける高さを確保していただかなければならないと思いますので、その辺は皆さん方の力を合わせて県・国等に要望を今後も継続でお願いしたいということでございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

確かにそういった防潮堤等で使っていただけるのが一番いいという考えを持っております。したがって、国・県はもとより、市の中での関係各課、関係の皆さんと相談をし、うまくタイミングが合えば、そのように使っていただければいいのかなという考えは持っております。

今後ともいろいろ働きかけをしていきたい、そんなことでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、その件に関してはよろしくお願いいたします。

続いて、市内のはんらん河川の河口に水門の設置を要望ということでございます。

これは先ほど農水産課長さんのほうからいろいろお話がありまして、これをやる場合にはお金がかかるんだよということは聞いていましたけれども、やり方によってはそんなにからないという話もあるんです。

実は、うちのほうで津波が来まして、私は二・三日たってから匝瑳市、横芝光町、山武市に出向いてまいりました。その中で2か所ほど我々の住んでいる場所より低いところで水門があって被害がゼロの地域があるんです。それはどこかといいますと、お隣の匝瑳市の新堀川、これは立派な水門があります。それからちょっと先の横芝光町の大布川、ここは低くてしょっちゅう水をくみ出しているところなんです。それが水門があったために、被害がゼロなんです。ですから、ここもよく我々の地域も検証をするべきだと私は思います。お金がか

かる、かからないのは第二問題で。

それでなぜかと申しますと、今回の災害があった三川地区、これは目那川のはんらんと船着場ですね。ここの三川地区で全壊が12戸、大規模半壊が6戸、半壊が10戸なんです。大体がここに集中しているんです。ですから、ある程度の水門があればここでもかなり防げるんです。それで矢指地区に行きますと、矢指川、野中川のはんらん、これが全壊15戸、大規模半壊7戸、半壊が14戸。この2地域は全体的に地盤が高いわけなんです。ですから、川の逆流によって被害が拡大したものと考えられます。

それで、なぜ水門というのか。もう一つは、川を海水が遡上します。そうしますと、田んぼ、あるいは畑に海水が入りますと、思うように作物が作れません。それと同時に、今回も皆様方をご承知のとおり、川の護岸がかなり壊滅的な被害を受けています。これらを防ぐこともかなり可能だと思います。これは新堀川、大布川、我々のところよりかなり場所が低いところですよ。そこらも検証しながら、お金が何かかかっているような気がしますけれども、また予算がもっともつとかからなくても、ある程度進める方法があるんじゃないかと思えますので、この辺ひとつ質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員からご質問のお金という部分で、最初の質問のときに費用が多額ということでお答えをさせていただきました。今、質問にありました匝瑳市の新堀川、これは川幅が13メートルくらいあるんですね。実はそこに水門が設置してございます。昭和57年に建設をしたと聞いております。事業費は約11億円。さらに議員からありました横芝光町の大布川、これは川幅が15メートル、ここは昭和55年に建設、事業費が約10億円。そのようなことで、現時点では相当事業費が多くなるのかなということをお答えさせていただきました。

これはあくまでも県の事業ということで実施をしたと聞いております。国の負担が55%、あるいは50%、さらに県から35%前後、そういうことで、議員が言われますように地元の負担の軽減ということで聞いております。

そういうようなことでありますけれども、冒頭言いましたように、ただいづれも農林水産省の事業です。湛水防除ということで、潮位が上がって自然排水ができない農地等の排水対策、そういうことで、この10億円前後の中には、水門の設置だけでなく排水ポンプの設置、そういうものも含まれております。そんなことで、やはり国・県の支援なくしては、これは

なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 今の件ですけれども、私も新堀川と大布川に行ってきました、写真も撮ってきました。これは本当に立派でよくできているなと思います。

ですけれども、あの二つの地域と私のほうの場所を比べますと、川幅が全然問題にならないです、半分以下です。ですから、設置する費用もかなり違ってくると思います。ここで今どうのこうのじゃなくて、今後はそこらをよく検証して研究して、できるものであれば、数年後で構いません、補助率も多分高いと思いますので、私はなぜこういうことを考えるかと申しますと、今、市で構想している人工盛土減災林、県・国もなかなか時間がかかるといいます。しかし、水門のほうだけ独自に市のほうからアプローチして早くできれば、矢指地区、三川地区というのは被害を免れる可能性があるんですね。

ですから、今後はできるところからやると、それが私はこれから重要な考え方ではないのかなと。ですから、川幅もいずれも大きなところではございませんので、またそれに合った費用が考えられると思いますので、じっくりその辺も検証しながら、できれば数年後にやっていただければ、千葉県の東方沖、あるいは東海沖、いろいろ地震が今多発してしまして、いつ津波が来るかもしれませんので、できるところから防御をしていただければ、市民の皆様方も少しは安心もできるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからできるところからということで承知をしました。

1点だけ、実はご報告というか、市内の中に、先ほど議員の説明がありましたように、目那川の県道沿いに多分水門をご覧になっていただいたかと思います。あの水門につきましては、大利根土地改良区等で管理をしております。ただ、残念ながら、実は当日、3月11日は油圧システムの故障で水門があいていたということでございます。先ほどの匝瑳市あるいは横芝光町の水門についても、一部はあいていたということです。

我々も管轄する改良区等とも打ち合わせをしながら、設置をしてもあいていると何もならない、そんなことで管理の面も含めて検討していきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

それでは、道の駅等の設置推進について伺います。

先ほど、市長さんも道の駅等についてはかなりの思い入れがあるということを聞いております。いずれは検討委員会の設置もしなければならないということでございます。

私も、冒頭で先ほどおっしゃいましたように、検討委員会、32名の1人として1年かけていろいろ研修あるいは視察、いろいろな議論を重ねてきたわけなのでございます。本来ならば3月中にそういうわけで報告書を出すということで、若干遅れましたけれども、どうも聞くところによると、報告書もでき上がったようでございます。このようなわけで、たまたまタイミング悪く、震災があったために遅れたということでございます。ですので、これからタイミングを見ながら、やれる機運が高まれば、そのときでスタートしていただきたいと、このように思います。

それはどういうことかと申しますと、旭市は農産物の生産高、俗に今418億円とっております。千葉県で当然1位でございます。千葉県全体の売上げが4,160億円ですので、その1割以上を本市が担っているということでございます。また、全国のランキングでも9位に入っているということでございます。

この旭市の農業のよさはバランスです。それはどういうことかと申しますと、牛、豚、養鶏の畜産業、キュウリ、トマト、花などの施設園芸、そしてお米が干潟八万石があります。露地野菜等、種類の本当に豊富なところでございます。ですから、もうこれだけの素材が今あるわけなんです。そしてまた、いろいろな人の交流の場もまだまだ旭市には少ないところでございますけれども、今後は食の郷というのもアピールしています、旭市は、交流の郷、医療・福祉の郷。そんな中で食の郷、交流の郷の拠点としても重要な位置を示すものと思われしますので、その点を伺います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、議員さんのご質問、先ほど市長が申し上げましたとおりでありまして、食の郷旭を知ってもらうため、年じゅう人に集まってもらう施設として観光拠点としてぜひ設置したいと市長が申し上げたとおりでありまして、それに向けて進めていきますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、そちらのほうよろしくお願いします。

それはなぜかという、これはこれからの旭の看板になる施策と思います。これだけ豊富な農産物もありますものですから、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、最後の1問でございます。あさひ健康パークゴルフ場について伺います。

再オープンについて、まず伺います。

先ほど、課長さんのほうからいろいろご説明がございまして、2月末には何とか概略ができるようになると、3月には仮オープン、4月から本格的な運用をするというふうなお話がありました。これは大変にありがたいことだと私は思います。

それはどういうことかと申しますと、この健康パークゴルフ場は丸3年が経過しています。平成20年、21年、22年と。そんな中で、ここ3年間で約8万人以上の利用者がありました。そのうちの89%が旭市民でございます。それは旭市では久々のヒット事業です。今回の津波の被害により閉鎖を余儀なくされ、本当にこのいい事業が悔やまれます。

聞くところによりますと、年間3万人来ていたプレーヤーの皆様方は、今どちらのほうに行っているかと申しますと、多古町、成田市、千葉方面にまで遠征してプレーをされている、そのようなことも聞いています。

私は、地元で再オープンを早くしていただきます。それによりまして、約90%の皆さんがご利用していただき、中高年の健康増進あるいは公共の場として、やはり早期のオープンを願うものでございますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

ご質問にもございましたように、大勢の市民の皆様は市外へ遠征してパークゴルフを続けているようでございます。また、市のパークゴルフ協会につきましても、これまでと同様の活動を続けていると、このように伺っておりまして、月例会などの大会につきましても、市外のパークゴルフ場に遠征して開催をしていると、このように伺っております。

また、会員の中には、実際に津波や液状化により被害を受けられた方もおられますけれども、寸暇を割いて交流仲間と出かけていると、このように伺っているところでもございます。

このパークゴルフ場の再開につきましては、これまでも大勢の市民の皆様からご要望をいただいておりますので、インフラの復旧と並行する中で、市民の健康増進施設、介護予防施設として、さらには交流の場として大勢の市民の皆様にご利用いただけるよう、しっかりと再開に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 私は今回、パークゴルフ場が被災されまして、コースの半分以上が砂に埋もれました。これはどのようにしてやるのかなと実は思っていました。そうしたら、聞くところによりますと、4月6日と4月14日にパークゴルフ場の愛好会の皆さんがボランティアで砂を人力でかき出してきれいにしてあります。ですから、今は芝生は青々となっています。

これがもう1か月、2か月、このまま手を施さないで仮に置いておいた場合には、多分芝生はふけちゃうと思います。そうしますと、オープンもとてもじゃないけれども、3月、4月には間に合いません。これだけボランティアの皆様方の熱意があったものと、私は感謝しているわけでございます。本当にこれはありがたい次第でございます。

その中で、オープンを早めることによりまして、旭の復旧・復興の速さ、そして元気と頑張りを市民の皆様をはじめ、市外の人にも発信できるものと私は思っていますので、その辺どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、工事の予定が2月末に完成するという前提の中で申し上げますが、そういった状況が見えてまいりましたら、例えば今お話しのような利用者の団体の皆様にも、中を一度、復旧状況なんかも検証していただきまして、それでご要望をお伺いする中で3月に仮オープンをしたい、このように考えているところでございまして、今後も再開に向けてしっかりと取り組んでいきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

未曾有の震災から半年余り、収穫の秋を迎えました。震災の傷跡はいまだに各所にあり、大変な思いをしている方も大勢いると思います。早く震災以前の姿に戻れることを祈っております。

私は今回、学校図書館について3点、生物多様性保全活動促進法について2点、復興について3点、質問をいたします。

初めに、学校図書館についてお聞きしたいと思います。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割がこれまで以上に増してきます。

本年6月1日に文部科学省が公表した平成22年度学校図書館の現状に関する調査の結果によると、学校図書館は人的、物的両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになったとありました。

人的な面では、司書教諭の発令を実施している学校が全国で2割程度と極めて低い状態であることや、学校図書館担当職員、学校司書不在の小・中学校が半数以上に達するなどの問題があります。

一方、物的な面では、図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小・中学校が、平成21年度で5割程度にとどまっており、また、新学習指導要領に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配置状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていないのが実態です。

そこで1点目に、旭市の学校の図書標準は達成しているのでしょうか伺います。

2点目は、旭市全校に図書の収集・整理・管理などの専門業務を行う図書館担当職員はいるのでしょうか、お聞きします。

3点目、読書活動推進の取り組み状況をお聞きします。

次に、生物多様性保全活動促進法について、2点お聞きします。

通称・里地里山法といいますますが、昨年12月制定され、今年10月1日施行となります。基本方針には、市町村が定める地域連携保全活動の認定基準など、市町村が中心の実効性のある施策の推進を図っていくことが重要だと考えますが、1点目に、地方公共団体の役割と施策についてお聞きします。

2点目には、この法律に対して旭市の計画はどのように考えているのか、お聞きします。

最後に、復興について伺います。

震災から半年が過ぎ、大分、片付いてまいりました。まだ爪跡は至るところで目にいたします。早くもとになってもらいたいところですが、財力などさまざまな理由で、そのままにしているところも見受けられます。

1点目に、災害廃棄物の搬入期限はいつでしょうか、お聞きします。

2点目に、市道にも通行量の多いところ、少ないところ、さまざまな条件がありますが、市道の完全復旧はいつごろになるのでしょうか、お聞きします。

3点目に、行政が手をつけられない公衆道路として使用している私道や生活排水の相談については何件ぐらいあるのか、お聞きします。

以上、3項目、8点について回答をお願いいたします。再質問は自席で伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、学校図書館につきまして回答させていただきます。

最初に、図書の標準の件でございますけれども、学校図書館の標準図書数につきましては、文部科学省の局長通知によりまして学級数に応じて数が決められております。そして、学級数に応じて各学校によって数が決められているんですけれども、本市におきましては、まず小学校につきましては、15校中、達成率を超えている学校、つまり100%を超えている学校は5校でございます。中学校につきましては、100%を超えている学校、つまり達成している学校は5校中2校でございます。

ですので、未達成、つまり達成していない学校につきましては、小学校は10校、中学校3

校でございます。

ただ、小学校10校のうち9校につきましては、達成率は80%を超えております。また、中学校につきましても、3校のうち2校は80%を超えているという状況でございます。

続きまして、各学校で図書館担当職員がついているのかというご質問でございましたが、ご承知のように、国あるいは県、あるいは本市におきましても、読書活動の充実というものを教育施策の非常に重要な柱ということで位置づけております。そういったことを受けまして、各学校でも校内分掌におきまして、いわゆる学校図書館の担当職員、これは配置しております。そういった職員によりまして、各学校図書館の図書の整理、あるいは図書室等の環境整備、子どもたちへの働きかけ、こういったものを中心にやっている次第でございます。

それからあと、取り組み状況ということでございますが、先ほど申し上げましたように、読書活動の充実を柱としておりまして、各学校におきましても、例えばさまざまな工夫をして、児童・生徒が読書の大切さや楽しさを実感できるような取り組みをしております。

特に、朝の読書活動、朝読と言われているものでございますけれども、これにつきましては、市内のすべての学校において実施しております。

また、教員あるいはボランティアによりまして読み聞かせを行っている学校も多数ございます。

それからあと、例えば児童・生徒の集会活動、こういった中で子どもたちがお勧めの本を紹介したり、あるいは読書にかかわるクイズを出したり、そういった取り組み、あるいは学年ごとに読書目標の冊数を設定して、達成した場合は賞状やしおり等を子どもたちに配布したり、あるいは校内に読書で頑張っている子どもたちの様子を掲示したりということで、読書に対する意欲を高める取り組みをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、2番目の生物多様性保全活動促進法についてお答え申し上げます。

まず、1点目の地方公共団体の役割と施策についてということでございますけれども、生物多様性保全活動促進法については、平成23年、本年10月1日に施行される予定でございます。この法律は、生物多様性の保全のため、市や民間組織、地域住民などさまざまな団体が連携して活動を行おうとするものでございます。

活動内容につきましては、希少な野生動植物の減少や里地里山の荒廃、外来種の侵入など

により深刻な危機に直面している生物多様性を守るため、生態系の状況把握のための調査などを行うものでございます。

なお、本市の環境基本計画の中でも、これら施策の基本的な枠組みを記載し、目的達成に向けた方向性が示されております。

次に、旭市の計画はどうなっているのかというご質問でございます。

この法律が施行されない中で、本市の計画は現在ございませんが、生物多様性保全は環境分野だけの課題ではなく、農林漁業や土木・建設事業、土地利用などの国土管理のあらゆる場面で取り組まなければなりません。

なお、環境基本計画に記載しておりますが、現在、それぞれの担当課でこれらの取り組み等を行っております。例えば環境調査、森林保全、谷津田の保全など農林部門等での取り組みなど、今後、関係各課と連携を図っていききたい、そのように考えております。

以上でございます。

失礼しました。もう一点ございます。

一番最後の復興についての災害廃棄物の搬入期限でございますけれども、災害廃棄物の受け入れについては、9月30日で終了することとし、9月15日の広報あさひにおいてお知らせする予定になっております。

なお、液状化等による新たな災害廃棄物や個々の家庭事情等により取り壊しが進んでいないなどの理由で、10月以降に搬入したいとの相談を多数受けていることから、搬入期限については、被災者皆さんの要望を踏まえて個別に対応し、延長したいと考えております。

しかしながら、災害廃棄物の分別、運搬処理等は平成24年3月までの完了を目指していることから、受け入れ終了期限については、今後、工程等を十分考慮しながら決めていききたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、復興について市道の完全復旧はいつかについてお答えいたします。

災害復旧については、8月末までに11本の工事を発注いたしまして、今後、未発注の工事につきましても随時発注し、今年度中に未完成工事を完成することを目指して工事を行っていきたいと思います。

ただ、工事路線によっては、隣接する民有地との道路境界等の承諾が得られないとかそう

いったいいろいろな問題ありますので、できる限りそういった問題をクリアしながら、今年度中に未完成の工事を完成していきたいと思います。

次に、私道や生活排水の相談について何件あるかということですが、現在のところ、18件、相談に来ております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

この達成していない学校と達成している学校の違いというのはどこにあると思いますでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 達成している学校と達成していない学校の違いということでございますけれども、いろいろと調べてみましたところ、標準図書数を達成している学校につきましては、主な理由といたしましては、昭和40年代、昭和50年代ごろの比較的古い本をそのまま除籍せずに置いているという現状がございます。

また、達成していない学校につきましては、古い本を計画的に除籍して、児童・生徒が活用しやすいような図書を置いていくということで内容の充実を図っているために、逆に達成率が低くなってしまうというような現状がございました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、各学校の学校図書のデータベース、これはでき上がっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） これまでは各学校で台帳のほうを紙媒体で作っておりましたが、本年、市の図書館の応援をいただきまして、現在、データベース化を進めているところでございます。本年度予算で現在進行中でありまして、8月31日までに既に五つの学校、飯岡小学校、矢指小学校、中央小学校、萬歳小学校、中和小学校においてデータベース化を終了しております。この後、また進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、恐らく計画はできていると思うんですけども、今後の蔵書の課題と取り組み方について、変更とかそういったものがあるのかどうか、またもっと増やしていくのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいま申し上げましたように、まだまだ比較的古い図書があるという状況でございまして、職員が中心になって子どもたちが親しみやすいような本をそろえていくというような取り組みをしているところでありまして、数はもちろんどんどん増やしていきたいわけでありまして、学校側といたしましては、内容の部分をもっともっと重視しながらデータベース化を図りまして、そしてすぐに子どもたちに貸し出しができるようにという形で取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、2点目の専門の学校司書または司書教諭、これは試験がないとできないということですけども、学校司書の場合には教育委員会から正式に辞令をもらって、それで行うことができるというふうにとらえているんですけども、この専門的な学校図書担当員は、20校の学校に全部配置されているんでしょうか。それとも兼務なんですか。それをお伺いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 図書館担当の職員でございまして、今専門的なお話がございましたが、司書教諭というような免許を持っている職員がおりまして、市内では現在39名の司書教諭がいるわけでございますけれども、この司書教諭につきましては、平成9年に学校図書館法というものが改正されまして、文部科学省の局長通知によりまして、平成15年度から12学級以上の学校においては司書教諭を置かなければならないと、このような規定が入っております。

旭市におきましては、12学級以上というのは特別支援学級、普通学級も含めての12学級以上なんですけれども、該当する学校が中央小、干潟小、富浦小、共和小学校、嚶鳴小学校、三川小学校、飯岡小学校の7校、中学校は旭一中、二中、海上中の3校が該当しております。

けれども、これらの学校につきましては、有資格者がすべて配置されております。

兼務かどうかということでございますけれども、司書教諭につきましては、定数内の配置でございますので、校長から発令するというような形になっております。ですから、すべて39人が有資格者でありまして、校長先生のほうから発令があった段階で司書教諭という形になりまして、そして仕事を進めていくということでございますので、発令をされて専門的な仕事を進めていくと。

ただ、今申し上げましたように、定数の中でやっておりますので、学校によっていろいろでございますけれども、学級を持ちながらとか、あるいは学級を持たないでやっているとか、その辺は学校によってさまざまな形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

図書担当の方は、やはり子どもたちがいかに読書に前向きになれるか、それからどういう本を読めばいいのかというような、子どもたちの声を聞いていろいろアドバイスをしてくれるような、そういった専門の方なんですけれども、それは兼務をされていて大丈夫なんですか。その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいま申し上げましたように、学校の規模によっていろいろと問題があるかと思います。大きな学校、小さな学校ございますので、大丈夫かと言われると、一概にご返事するのはなかなか難しいところでございますけれども、その中でやっているというところでございまして、確かに児童・生徒数が多い学校につきましては、どうしても蔵書数も多くなりますし、その辺の維持管理、こういったものも確かに大変だとは思いますが、現状では定数の中で兼務している職員についても、大きな学校については特に頑張らせていただいているというのが現状かと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 実はなぜこの質問をするかというと、千葉県内で旭市、これは公立小学校のほうですけれども、蔵書が33%しかないということなんです。15校というかなりの数ですから、当然その辺は分かるんですけれども、また中学でも40.5%という50%以下なん

ですね、両方とも。ですから、今後、どういうふうにしていくのか、これをお聞きしたかったんですけれども、かなり低い数字なんで、これから改善していくと思いますけれども、その辺、兼務があるということなんですけれども、専門職としてつけられるかどうかということだけ教えていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 専門的な形でやっていただくのが、本当に学校現場としても一番ありがたいと思うんですけれども、今申し上げましたように、職員の数は学級数によって標準定数で全部県のほうから決まっておりますので、その中で司書教諭を持っている方々に発令をしてやっていただいているという現状がございますので、現状では市としては非常に厳しいのかなと。

ただ、国・県レベル、特に国レベルになりますと、司書教諭について、今、確実な私もお答えは分かりませんが、それを定数外でというのは何とかしていただけないだろうかというような動きもあるようでございますけれども、今のところ、現状ではその中でやりくりをしていくと。

また、1人の職員にやっていただくだけではなくて、例えば国語科の職員がたくさんおりますし、また小学校なんかでは学級図書、つまり各学級に図書室から蔵書を持ってきて、そこで貸し出しができるようなことに取り組んでいる学校もたくさんございます。学級の中に学級文庫があるという状況でございます。そうしますと、その辺は各学級担任が図書の管理をしておりますので、そういった形でいろいろ工夫しながら読書活動を進めていくというところでございまして、内容の部分で工夫していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、次の項目ですけれども、今後の読書活動を推進ということで、今後またさらに新しいやり方とかということがあると思うんですけれども、その辺、もう少し読書推進を進めていく上で、活動推進の方向性というものを、今後どうしたらいいのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 読書活動ということで、先ほど申し上げましたとおり、各学校

ではさまざまな取り組みをしているところでございますけれども、今年から小学校の学習指導要領が変わりましたし、また来年から中学校の学習指導要領が変わっていくんですけれども、その中で読書というもの、特に読解力といったものが、各種調査によりますと余り高くないというような状況がございまして、そういったものを高めるためには、もちろん読書をするのも大事なんですけれども、その他のさまざまな教科で読解力というものを高めていくという工夫がいろいろされております。これは国語だけに限らず、すべての教科で読解力を高めていきたいと考えております。

具体的には、例えばものを読んで、それを自分の言葉で表現したりとか、あるいはそういった形で発表していくとか、こういったものも一つの読解力、読書につながるんじゃないかということで、各学校で今研究をしております、大きく読解力、読書というものをとらえていきたい、このような取り組みをしているところでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） よく分かりました。

最後に1点だけお聞きしたいんですけれども、このことについて、県のほうからいろいろ指導または通達があると思うんですけれども、県はこのことに対してはどういうふうにとらえているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 県のとらえ方でございますが、先ほど申し上げましたように、県のほうから教育の指針が出ておりまして、四つほど出ているんですけれども、その中の確かな学力という部分の中で、一番最初に読書活動の充実というものを本年度、取り上げておりまして、かなり読書というものを県の教育委員会としても力を入れているということでございますので、それを受けて、本市でも今申し上げましたような形で子どもたちの読解力をもっともっと高めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

またぜひこのことを進めていただきたいなと思います。

この質問をなぜしたかという、実は九州の知覧の特攻隊のあの当時の15歳、そういう方々が最後に手紙を書くんですね。すごい文章力があるんですね。それと漢字も間違わない

できちんとすごい達筆で書くんですね。我々の時代とちょっと教育方針が違うと思うんですけども、そういった文章能力、また書く能力というのは、読書しか得られないと思うんですね。だから、ぜひこれを進めていただきたいと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

この地域保全活動の取り組みということで質問をいたしますけれども、新しく施行になりましたけれども、私が1期るとき、また、木内議員が海上のキャンプ場の周辺ということで里山の整備ということを質問をしたと思うんですけども、今回、この法律ができたことによって、それらを整備することがやりやすくなるのかどうかということを、一点伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まだ法律が施行されない中でございますけれども、この法律は強制されるということじゃなくて、できるという法律になると思いますけれども、一方で、当然に旭市においてもそういった活動は現在もしておると認識しておりまして、現在であっても、キャンプ場周辺の整備については、あそこはたしか市の土地もあると思いますので、そういったことも踏まえればできないわけでもないのかなということでございます。

この法律を使ってもできるだろうし、使わなくても十分にできるだろう、そういった考えは持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これはまだ施行されていないので、私もホームページを見たものですから、質問を第1期るときにしましたものですから、この北総台地がきれいになればいいな、また用水路とか休耕地、そういったところがもう少しきれいになって、それで今メダカとかそういったものが絶滅的な危機にあるということも聞いておりますので、もとの自然に人間が手を加えることによって、もう少し外見、またあるいは生物が生きていく上で復活できるような、そういった状況、恐らくそれがあると思うんですけども、そういったふうやっていかなくては、北総台地、景観が非常に悪くなっております。ですので、ぜひしっかりと計画性を立てていただいて、これは農林水産省とか国土交通省とかいろいろまたがっていると思うんですね。ですから、恐らく市にしても農水産課や建設課なども一緒になってやっていかないとならないと思うんです。ぜひこれ施行していただきたいな、こういうふうに思い

ます。

市町村またはNPO等が行う保全活動の内容を具体的に計画をするというふうになっておりまして、8月4日、第2次募集ということで公募の締め切りがあったんですけれども、それは応募したのでしょうか。ちょっとそれをお伺いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） その応募については、してございません。

先ほど申し上げましたとおり、いわゆる斜面林がございますけれども、そういったところの事業についていろいろ現在もやっております。田園環境保全事業という名前でやったり、遊休農地の解消という名前でやったり、そういったものを目指していくという法律だと私は考えますので、当然にもう旭市はやっているという考え方を持っておりますので、それを深めていけばいいのかな、あるいはこの計画にのせていったほうがいいのか、それは十分今後考えていくのかなという考えでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 里山の風景、これをもとに戻すといったらおかしいんですけれども、なるべく復活させていきたいというふうに思いますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思います。

海上の岩井のキャンプ場のところはまだそのままになっているような状況ですので、ぜひ早目に行っていただきたい、このように思います。

次に、復興について伺います。

廃棄物の搬入期限は来年3月31日までということでございますけれども、今、2か所に分けております。税務課から罹災証明をいただいて、2か所に持っていつているんですけれども、この2か所に行くのに1枚ずつ必要なんですよね。これは本庁に来ないとできないんです、実は。飯岡とそれから干潟、旭に行ってもいただけないという、そういう状況があるんです。

罹災証明、飯岡のほうから来て、1枚しかもらっちゃいけなくて、それで捨てられないですぐに苦情を言ってきた方もおりますけれども、これは支所のほうで罹災証明を出せるようにできないんでしょうか。その辺のところをお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 罹災証明の関係なんですけれども、税務課のほうからお答えいたします。

罹災証明につきましては、被災から現在まで税務課のほうでずっと出しておるんですが、当初6月ぐらいまでは飯岡支所のほうでも出しておりました。ただ、件数的にぐっと減る中で、今年度6月から機構改正した中で税務分室のほうを本庁に統一しました。その中で、税務課の部署が支所からなくなった関係で、6月いっぱいまでは順番でやっておりましたが、件数的なことを図らって本庁で統一したという現状でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、罹災証明は本庁でないと出ない、支所では出さないということですか。それを聞きたいんです。

実は、被災に遭っているところ、旭市もありますけれども、お年を召された方が、夏でしたから、この暑いのにもう一回行かないとならない、そういうお話があったんです。ですから、これを支所なら支所で何とか罹災証明を出せるような、もう登録は済んでいますから、ですから、近くに行ってもらえるような、そういったことはできないのでしょうかと聞いているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 罹災証明につきましては、先ほど私が回答したとおりなんですけれども、これから今言いました環境課のほうで、ごみが来年の随時状況によって延長されるというようなこともございますので、今言いました議員さんのお話もございますので、再度、支所のほうでどんな形でできるか、今までもやっておりましたので、できないということはないと思いますけれども、その辺検討したいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 実は、税務課が今まで支所にいましたけれども、6月の人事で本庁に来ちゃったわけですね。それで出せないという理由だと思うんです。ところが、インターネットとかそういったものでは、出せると思うんです、調べればすぐわかるわけですから、支所には人がいますからね。被災者の方は年をとっていますから、暑い中を車で何度も、また車を持たない人もいるわけですから、持たない人は業者に頼むか何かするんでしょうけれども、それにも委任状がいるわけですから、やっぱり近くに行っていくような対策も市民のため

に重要ではないかなと私は思うんですけれども、どうかその辺のところを支所でできるような対策を、今後、少ないと思いますけれども、廃棄物処理の期限が終わるまではそれをやっていていただきたいな、このように思いますので、ぜひその点のほうをよろしく願います。

次の質問ですけれども、市道の完全復旧、年内……

(発言する人あり)

○5番(伊藤 保) 年度いっぱい、来年の3月31日ということですが、いろいろ通行量の激しいところとか順序があると思うんです。順序があるんで、通行量の激しいところとか、またすぐできるところとか、いろいろあると思うんで、その順番が、大体、予想をつけてここを先にやろうとかということを考えているのかどうか、お聞きます。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) では、復旧の順番ですが、議員さんが言われましたように、交通量の多い路線、また排水に支障を来している路線、利用頻度の高い路線とか、そういった順序で整備をしていきたいと考えております。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員。

○5番(伊藤 保) 分かりました。

次の問題に移るんですが、今、排水、側溝整備ということがありました。多くは市道の側溝に排水が行っているわけですが、そこで3点目の私道、公衆道路になっておりますが、そこで18件あるということですが、排水で地域の住民の人たちが非常に困っているということは、前回お話ししました。やっぱり私有地なんでできないということですが、延長がかなり長いと、3分の2出すよといっても、なかなかできないわけですね。中には、前回も言いましたが、生活上、高齢になって仕事がないためにどうしてもできないとか、いろいろあるんです。そういった人たちの側溝の整備だけでもやってください、こういうふうにお願いが私のところにも来ましたし、また市長のところにも要望という形で行っていると思うんですね。そういうことを年度末終わってからできるのかどうかということをお聞きしたいんですが、その辺はどうでしょうか、市長。

○議長(林 一哉) 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(明智忠直) 私道の整備、それから雑排水の排水路の整備について要望はかなり挙が

ってはきているんですけれども、震災前、限度額100万円だったものを200万円に引き上げ、道路の接続面についても、一方だけ市道に接続していれば私道の整備を認めるというような条件をかなり緩和しまして対応しているところでありまして、ただ、生活雑排水の排水について、今後、震災の工事が終了してからできるかということについてでありますけれども、そういった生活が、本当に震災に遭って排水もあまりよくないということであれば、検討していかなければならないことだと、そんなように認識を今しているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 生活している地域の住民は、浄化槽直してもすぐ流れないわけですから、浄化槽が壊れてしまうんですね。そうすると、浄化槽をどういうふうにしたらいいのかというのがあります。ですから、一番お金のかからない方向で市でやっていただければ一番ありがたいんです、実は。そうしなければ、自分の家も被災していますから、地域では。そうすると、それを直すとなると、やはりその分、ほかに今度出せるかというとても非常に厳しい家庭の経済状況になるわけです。ぜひその辺のところはご理解をいただいて、なるべく3月以降、でき上がったら、せめて側溝だけでもお願いしたいというふうに考えますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。

平成23年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、復興支援について、2点目、放射能対策について、3点目、高齢者福祉について、4点目、地場産業の支援について質問いたします。

まず1点目、復興支援について。

（1）震災復興に関するアンケート調査について。

6月27日から7月10日までの間に、震災により住宅の被災認定が半壊以上（半壊、大規模半壊、全壊）の1,272世帯を対象に、郵送による調査用紙の配布と回収を行ったところ、816件、回収率64%の世帯がアンケートに答えてくれました。

①被災前の住まいの地域は、飯岡地域が53%、旭地域が31%、海上地域が12%、干潟地域が3%で、回答者の過半数が飯岡地域の人であった。

②住まいに被害を受けた要因は、津波被害が58%、液状化被害が28%、地震被害が13%で、回答者の約6割が津波被害であった。

③住まいの被害状況は、半壊が37%、大規模半壊が35%、全壊が27%であった。

④住まいの再建方法は（仮設住宅は除く）、持ち家修繕が63%、持ち家新築・購入が19%、借家・一戸建てが4%、アパート・賃貸マンションが3%、公営住宅が2%、その他が7%で、持ち家修繕が全体の約6割を占めた。その他では、未定であるとの回答が多かった。

⑤再建する住まいの場所は、被災前の場所・自宅が69%、これまでと同じ地域が13%、市内のほかの地域が13%、市外が3%で、回答者の約8割が被災前の場所またはこれまでと同じ地域を住まいの場所とするとの結果となった。

一般住宅の方たちも、もと住んでいたところに建て替えても修理しても住みたいと希望する人が8割います。市からの見舞金並びに国・県からの支援金・義援金だけでは、援助だけでは足りない場合、どのように援助ができるのか質問いたします。

その結果を被害を受けた全世帯に徹底し、相談窓口を広く開設できないかどうか質問いたします。

（2）液状化などの被害住宅の再建について。

旭市の一部地域や海上、飯岡地域で住宅の液状化による被害をこうむった住宅が多くあり、家を建て替え、または水平に真っすぐにするとか、液状化のところをかたく補修することも必要だと考えます。

あるお宅は、6センチメートル傾いたけれども、お金がないのでこのまま住むという人もおりました。健康上または今後の台風や地震など天災が起きたとき、このままでは済まないのではないかと考えます。

1軒1軒、細かく点検し、今後のことに備えて安全で安心して住めるように相談に乗っていくことが大事と考えます。

旭市の地盤でどの地域が液状化しやすいところかを明確に調べて公表し、整備して、今後のことにも備えていくことはできないでしょうか、質問いたします。

液状化のために住居に被害があった方については、前の質問と同じで、支援するように考えてはどうでしょうか。

2点目、放射能対策について。

県は、27日、市川市で収穫した米の放射性物質検査（本調査）の結果、玄米1キログラム当たり46ベクレルの放射性セシウムが検出されたと発表した。国の暫定基準値、1キログラム当たり500ベクレルを大幅に下回っており、県は食べても問題のない数値、安全性は確認されたとして、同市の米の出荷・販売自粛を解除した。

県安全農業推進課によると、微量のセシウムが検出されたのは市川市大野町地区で、今月24日に採取したコシヒカリ、同市内の稲作付面積は約3ヘクタールで、検査が行われたのは同地区1地点だけ、県内では収穫前に行う予備調査で白井市の米から微量のセシウムが検出されているが、収穫後の本調査では市川市が初めて。また、県は同日、千葉、野田、成田、銚子、旭の5市、計39地点で収穫した米の検査では、いずれも放射性物質は検出されなかったと発表した。これで県内42市町村が米の出荷・販売が可能になったとあります。

旭市では、市内の小・中学校、幼稚園、旭スポーツの森公園、三川ふれあい公園、合わせて45施設の大気中放射性物質濃度の測定を実施しています。

しかし、先日来、ニュースで小学生が夏休みの自由研究として、近くの山林の放射能を測定した結果、高濃度の結果を出し、子どもたちも驚き、あまり外に出られないと話していました。

詳しく放射能を測定し、迅速に伝えて、予防にも力を入れなくてはいけないと考えます。市として、防災無線にて、雨の日、風の日にも測定結果を放送することはできないかどうか質問いたします。

3点目、高齢者福祉について。

高齢化が進む現在、いまだひとり暮らしの方にいろいろとうまい手口で振り込ませる手口

が後を絶ちません。被災地に援助金を募集するので銀行口座番号を教えてください、または振り込んでください。被害がないか点検しますので集金に伺います。税金の控除がありますので銀行の口座番号と印をいただきに行きますとか、振り込め詐欺も手口を変え品を変えて、ひとり暮らしの高齢者を狙っています。とにかくいまだに被害は後を絶ちません。

地震、津波の被害もひとり暮らしの高齢者の方々は困ることも多く、隣近所で声をかけあって細かく面倒を見る方法を考えられないでしょうか、質問いたします。

都会では、1週間に一度、集会を開き、お茶を飲みながら近況を報告し合っていると聞いています。旭市としても、本格的に取り組んではどうでしょうか。

4点目、地場産業の支援について。

旭市は全国で有数の農産物の収穫地で、自給自足のできる地です。この伝統ある旭市を末代まで繁栄させるために、市挙げて守り、受け継いでくれる子孫を育て、現在だけよければよいというのではなく、一代限りの農場ではなく、喜んで継いでくれ、新種の開発とか希望あふれる地場産業の開発ができるように、肥料、消毒液、品種の取り組みに対する支援と応援をして、全国一の地場産業を市として応援はできないでしょうか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、復興支援、1点目の住宅再建支援についてお答えいたします。

市では、5月15日付の広報あさひ、ホームページ等で各種の支援内容をお知らせしております。住宅の建て替え等に関連する支援としましては、議員さんおっしゃられたように、支援金のほかに見舞金や義援金があるわけですが、ほかの支援としては、災害援護資金貸付制度や被災者住宅再建資金利子補給制度、または被災地浄化槽復旧事業補助制度、さらに税や保険料などの減免の制度があります。

なお、相談窓口の開設につきましては、広報及びホームページで担当課及び連絡先が記載されておりますので、窓口が幾つかになってしまいましたが、各担当課での対応とさせていただいております。

次に、液状化などの被害住宅の再建についてのご質問についてお答えいたします。

液状化した地域の調査につきましては、国・県の結果を関係課と連携を図った上で住民への公表をするつもりでおります。液状化のために住居に被害があった方への支援ということ

でございますが、県の支援金に上乗せする制度を新たに作ったものの、先ほどお答えをさせていただきました制度とほぼ同じでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、2点目の放射能対策についてお答えを申し上げます。

福島第一原子力発電所事故に伴い、生活環境への影響について、一般市民及び児童保護者に大きな不安が広がっていることを受け、去る6月14日から市内の小・中学校、保育所及び幼稚園、公園3か所の合計45か所の測定を週1回実施し、公開しているところでございます。

議員ご質問の測定結果の公開の方法、または雨天時の測定、あるいはまた予防についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、測定結果については現在、市のホームページにより公開をしておりますけれども、今後とも引き続きホームページにより公開してまいりたいと考えております。

次に、雨天時等の測定については、千葉県の実定マニュアルにより測定はできないこととなっております。また、測定機器については、非常に水に弱くデリケートなものと聞いております。

次に、予防についてでございますけれども、現在のところ、測定数値は極めて低く、健康被害等についても問題ないものと考えております。また、仮にですけれども、測定値が高い場合は、屋内退避の方法しかないものと考えております。

今後も測定を継続していくことが予防の一つであると、また考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 3番の高齢者福祉についてのご質問です。

ひとり暮らし高齢者が詐欺等の被害に遭わないための見守り及び被害防止についてお答えさせていただきます。

高齢者福祉課のほうといたしましては、直接、これらに対処するための防止活動を行ってはおりませんが、高齢者の方々の介護予防普及啓発事業といたしまして、市内各地区におきまして、介護予防教室や若返り健康塾を実施いたしております。

また、ひとり暮らしの高齢者に対しましては、社会福祉協議会によりまして訪問調査や地域包括支援センターの保健師による見守りを実施いたしているところでございます。

このような活動の中で、高齢者やひとり暮らし高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭わないための注意喚起を行っているところであります。

また、被災され仮設住宅で生活している高齢者等の支援といたしまして、8月1日から県の事業で生活支援アドバイザー事業がスタートいたしましたので、アドバイザーが両仮設住宅を定期的に巡回するとともに、24時間電話対応し、高齢者の生活を支援しておりますので、その都度、被害防止の注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の地場産業の支援につきましてお答えをさせていただきます。

大きな災害を受けました旭市、この復興を進める上でも、産業の振興、とりわけ基幹産業であります農業、この振興が本市においては、議員説明のように本当に重要である、そういうことで認識しております。

議員からの質問の中に肥料、そういうご質問がありました。市としては、高騰します肥料対策、これとしまして、耕畜連携事業の推進としまして、稲作あるいは野菜農家、こういう耕種農家に家畜の堆肥を使っただき、稲わら等を家畜農家に提供するシステム、そういうものを進めております。

特に本市では、鳥を飼育する農家も多く、中には非常に窒素成分の高いウズラ、そういうものを飼育する農家もおります。ただ、ウズラにつきましては、今まで市外、特に県外の流通が多かった、そんなことがありまして、新たに鶏ふんの処理施設等も補助事業等で導入をしまして、現在、稼働しております。そういうようなことで、市内での流通、こういうものにつきましても関係農家の協力をいただき、進めてまいりたい、そういうふうを考えています。

もう一点、新しい品種等の質問もありました。旭市につきましては、新たな作物や新しい品種、こういう取り組む農業者を応援すべくベンチャー農業支援事業あるいは旭ブランド創出支援事業、こういうものを市独自で実施をしております。本年度、幾つかの事業を実施しておりますので、紹介をさせていただきますして回答させていただきます。

一つは、実はミョウガをビニールハウスで栽培する若い経営者がいます。特にミョウガは周年で単価が安定している、そういうことに着目しての周年栽培。

さらには、オクラの産地化を目指してということで、特に密植栽培、飯岡地区で数名取り

組んでおりますけれども、オクラの産地化。

あるいは、盆の時期の出荷を目指して食味にこだわったスイカの栽培、貴味メロンの終わった後の時期を今度スイカということで実施をしている農家もおります。あるいは、貴味メロンの加工への挑戦。特に今年の夏、市長にも東京ドーム等に行っていただきまして宣伝をしていただいた、そんなことで貴味メロンの生産者から例年にない販売実績があったと、そういうことを聞いております。ただ、貴味メロンがどうもメロンが出ているときだけなもので、知名度のアップ、これが不足している。そんなことで、現在、市内の業者にピューレ、メロンを絞って、これ今、冷凍保管してあります。そういうものを使いまして、今後、お菓子あるいはゼリー、パン、そういうものに加工できないか、そういうことでこの秋から取り組む予定でございます。そういうものに取り組んで、冬の間に貴味メロンのPRをしよう、そんなことで取り組んでおります。

市としましては、頑張る農業者の新たな発想、取り組みについて、今後も県あるいは国の力をかりて支援してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。

2点ほど再質問させていただきます。

大きな2点目の放射能対策についてというところでございますけれども、放射能を測定することが予防というような今お話でしたんですけれども、そうではなくて、予防をする対策というのは何かございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたけれども、数値が高いとかということになれば、異常に高いというのは別ですけれども、屋内に退避をする、放射能を浴びないということが一番だと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 先日、放射能医学部総合研究所という資料があったんですけれども、その中で、ふだんの生活についてということで、さらなる低減化ためにはマスクだとかうがい、

手洗いなども必要のようです。

また、野生のもの、ワラビやゼンマイ、タケノコ、キノコなどはあまり大量に食べないだとか、いろいろな品目、いろいろな産地のものを食べてリスクを分散させるとか、放射性物質が集まりそうなところは避けるとかあると思うんですけれども、日ごろからまたいろいろなふだんの生活の中で知識的に、また市の広報だとかにもいろいろ放射能に関する部分で載せるなどしてもよろしいのではないかなというふうに思います。

それから、毎日が無理であっても、1週間に一度なり、大丈夫ですよとか、市民の皆さんに安心していただけるように防災無線で流すとか、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

防災無線での周知ということでございますけれども、6月からもう3か月になるんですかね、ホームページ等で広報をして。ここへ来て急に防災無線を使い出すということで、一方で逆に不安に流れるのも困るのかなということもございますので、その辺は慎重に見きわめていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） しかし、市民の皆さんはかなり防災無線で流していただけると安心なのにねというような、私の場合はそういう声もありますので、ぜひとも検討していただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。

大きな3点目のところの高齢者福祉というところでございますけれども、例えばひとり暮らしの高齢者の方が困らないためにも、私は老人クラブの組織の応援というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 老人クラブの活用という形でご質問でございますが、一つとして、現在、老人クラブの加入者数が、65歳以上の高齢者、約1万6,500人のうち2,500人強ということで15%程度という形で、組織率の問題ではちょっと低いのかなというふうに考えて

います。

それで、先ほど議員さんのほうから振り込め詐欺等の問題につきましては、先日も行政組織を通じまして広報、回覧でございますけれども、なっておりますので、そちらのほうが効果としては高いのかなと思います。

ただ、老人クラブにつきましても、連合会のほうにお願いしまして、そういうご要望があれば、周知のほう図っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） やはり日ごろから声をかけ合っていくということがすごくこれから大事になってくるのではないかなというふうに思います。例えば災害などがあつたとしても、いち早く掌握されて避難することができるのではないかなというふうに思います。ぜひとも、今後もコミュニケーションを深めて力を入れて応援をお願いできればというように思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） なるべくご要望に沿うように考えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、その辺、やっぱり課長さん自ら、本当に老人クラブがだんだん人が少なくなっていくんですねじゃなくて、少なくなっていくからこそ、市としても少しでも、高齢者の皆さんが生きがいを持ってやっていくことが本当に大事だと思うんですね。日ごろの会話の中でいろいろな点で被害だとかそういうのをまた防げると思うし、またこれからますます高齢化が進む中、たくさんこれから多くなると思うんですね。ですので、喜び、そしてまた希望あふれる老人クラブを市のほうとしてもぜひとも応援していただければというように思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時36分